



# 埼玉県報

第 67 号  
令和元年(2019年)  
12月24日  
火曜日

## 目次

### 条例のあらまし

- 埼玉県知事の在任期間に関する条例を廃止する条例のあらまし（企画総務課）
- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例のあらまし（財政課）
- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（地域政策課）
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（人事課）
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし（人事課）
- 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（人事課）
- 埼玉県税条例の一部を改正する条例のあらまし（税務課）
- 埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例のあらまし（社会福祉課）
- 埼玉県県営住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例のあらまし（住宅課）
- 学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（教職員課）

### 条例

- 埼玉県知事の在任期間に関する条例を廃止する条例（企画総務課）
- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（財政課）
- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（地域政策課）
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）
- 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 埼玉県税条例の一部を改正する条例（税務課）
- 埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（社会福祉課）
- 埼玉県県営住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例（住宅課）
- 学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（教職員課）

## 規則

- 建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）
- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）
- 埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）
- 埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）
- 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）

## 訓令

- 技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令（人事課）
- 技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令（教職員課）

## 管理規程

- 埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

## 告示

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 建築士法第4条第4項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者（建築安全課）
- 建築士法第15条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者（建築安全課）
- 令和元年度埼玉県立学校38校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する落札者の公示（高校教育指導課）
- 令和元年度埼玉県立学校40校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する落札者の公示（高校教育指導課）
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（自動車税事務所）

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県知事の在任期間に関する条例を廃止する条例（埼玉県条例第十五号）（企画総務課）

### 一 趣旨

知事の在任期間に関する定めを廃止するもの

### 二 内容

「埼玉県知事の在任期間に関する条例」を廃止する。

### 三 施行期日

公布の日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十六号）（財政課）

### 一 趣旨

建築士法等の一部改正に伴い、二級建築士又は木造建築士の免許手数料等の額を改正するとともに、規定の整備をするための改正

### 二 内容

(一) 建築士法等の一部改正に伴う手数料の改定

現行	一万九千三百円
改正後	二万四千四百円

(例) 二級建築士又は木造建築士の免許手数料

(二) 規定の整備

### 三 施行期日

令和二年三月一日から施行する。ただし、二(二)についてはこの条例の公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利便に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から遅い日から施行する。

二(一)の一部については、この条例の施行の日以後に二級建築士試験に合格した者又は木造建築士試験に合格した者の免許に係る手数料について適用し、同日前に二級建築士試験に合格した者（沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百十五号）第百条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格した者の免許に係る手数料については、なお従前の例による。

## 本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十七号）（地域政策課）

### 一 趣旨

市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、また規定の整備をするための改正

### 二 内容

- (一) 処理する市町村が拡大する事務等（十七事務）
- (二) 規定の整備

### 三 施行期日

令和二年四月一日

ただし、一部は公布の日など

## 本号で公布された条例のあらまし

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十八号）

（人事課）

### 一 趣旨

令和元年十月二十三日付けの埼玉県人事委員会の職員の特殊勤務手当についての意見に基づき、職員の特殊勤務手当を改定するための改正

### 二 内容

変則勤務手当及び警察業務手当（正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に支給するもの）の額の改定

### 三 施行期日

令和二年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第十九号）（人事課）

### 一 趣旨

令和元年十月二十三日付けの埼玉県人事委員会の職員の給与についての勧告を踏まえ、職員の給与を改定するための改正

### 二 内容

- (一) 公民給与較差に基づく給与改定
  - ア 給料表を主として若年層について引上げ
  - イ 勤勉手当の支給割合の引上げ
- (二) 国に準じた給与制度の改正等
  - ア 住居手当の改定
  - イ 地域手当と給料の配分変更

### 三 施行期日

公布の日。ただし、二(一)イの令和二年度以降の勤勉手当の支給割合及び二(二)は令和二年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十号）（人事課）

### 一 趣旨

知事等の特別職の期末手当の額を改定するための改正

### 二 内容

期末手当の支給割合の引上げ

### 三 施行期日

公布の日。ただし、令和二年度以降の期末手当の支給割合は令和二年四月一日



## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十一号）（税務課）

### 一 趣旨

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正に伴い、規定の整備を行う。

### 二 内容

- (一) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の題名等が改められることに伴い、条例中の文言を改める。
- (二) 道路運送車両法第四十一条に第二項が加えられることに伴い、条例中の文言を改める。
- (三) その他
- その他の規定の整備を行う。

### 三 施行期日

二(一)については、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日

二(二)については、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日

二(三)については、道路運送車両法の一部を改正する法律の附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例  
(埼玉県条例第二十二号) (社会福祉課)

### 一 趣旨

社会福祉法の改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるとともに、規定の整備を行うための条例の全部改正

### 二 内容

#### (一) 設備の基準

(例一) 居室、炊事設備、洗面所、便所、浴室、洗濯室又は洗濯場を設けること

(例二) 一の居室の床面積は七・四三平方メートル以上とすること

#### (二) 運営の基準

(例一) 非常災害対策として、必要な物資の備蓄に努めること

(例二) 本体となる施設と一体的に運営される附属施設であるサテライト型住居を設置することができること

#### (三) 規定の整備

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めることに伴う規定の整備

### 三 施行期日等

#### (一) 施行期日

令和二年四月一日。ただし、サテライト型住居に係る規定は令和四年四月一日

#### (二) 経過措置

ア 本条例施行の際現に事業の用に供している建物については、居室の扉、出入口等に係る基準は、三年間適用しない。

イ 平成二十五年九月三十日に事業の用に供していた建物の居室については、改善計画を知事と協議の上作成する等を条件として、当分の間、居室の床面積を三・三平方メートル以上四・九五平方メートル未満とすることができる。

ウ 平成二十七年十月三十一日に事業の用に供していた建物の居室については、居住している者の住居等の確保が困難となるおそれがあると知事が認めるときは、当該おそれのある間、居室の床面積を四・九五平方メートル以上七・四三平方メートル未満とすることができる。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県営住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十三号）（住宅課）

### 一 趣旨

単身高齢者等の増加を踏まえ、県営住宅の入居申込者等について連帯保証人を要しないこととするとともに、民法の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正

### 二 内容

#### (一) 連帯保証人

入居時に求めている連帯保証人を求めないこととし、代わりに緊急時等連絡先を定めることとする。

#### (二) その他

民法の改正に伴い、規定の整備を行う。

### 三 施行期日

令和二年四月一日

ただし、(一)の改正については、この条例の施行期日以後に入居の承認を受ける者又は入居権利者の地位の承継の承認を受ける者について適用し、同日前に入居の承認を受けた者又は入居権利者の地位の承継の承認を受けた者については、なお従前の例による。

なお従前の例によることとされた場合において、連帯保証人の承認を受けたときは、承認を受けた日の属する月の近傍同種の住宅の家賃の額の六月分又は五十万円のいずれか低い額を限度として、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行する責任を負う。

## 本号で公布された条例のあらまし

学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十四号）（教職員課）

### 一 趣旨

令和元年十月二十三日付けの埼玉県人事委員会の職員の給与についての勧告を踏まえ、学校職員の給与を改定するための改正

### 二 内容

- (一) 公民給与較差に基づく給与改定
  - ア 給料表を主として若年層について引上げ
  - イ 勤勉手当の支給割合の引上げ
- (二) 国に準じた給与制度の改正等
  - ア 住居手当の改定
  - イ 地域手当と給料の配分変更

### 三 施行期日

公布の日。ただし、二(一)イの令和二年度以降の勤勉手当の支給割合及び二(二)は令和二年四月一日

## 条 例

埼玉県知事の在任期間に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第十五号

埼玉県知事の在任期間に関する条例を廃止する条例

埼玉県知事の在任期間に関する条例（平成十六年埼玉県条例第五十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第十六号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。  
別表危機管理防災部の項第三十七号中「行政手続等における情報通信の技術の利  
用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第  
三条第一項」を「第六条第一項」に改め、「以下」の下に「この号、次号及び第六  
十九号において」を加える。

別表都市整備部の項第七十三号中「第四条第二項又は第三項」を「第四条第三項  
又は第五項」に、「一万九千三百円」を「二万四千四百円」に改め、同項第七十六  
号中「一万七千九百円」を「一万八千五百円」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、令和二年三月一日から施行する。ただし、別表危機管理防災部の  
項第三十七号の改正規定は、この条例の公布の日又は情報通信技術の活用による  
行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図  
るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正  
する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

2 改正後の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第七十三号の規定は、この条例  
の施行の日以後に二級建築士試験に合格した者又は木造建築士試験に合格した者  
の免許に係る手数料について適用し、同日前に二級建築士試験に合格した者（沖  
縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年  
政令第百十五号）第百条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者  
を含む。）又は木造建築士試験に合格した者の免許に係る手数料については、な  
お従前の例による。

## 条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第十七号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第十三項第一号事務の欄7中「第二十四条第一項」の下に「、第二十四条の二」を加え、同項第四号事務の欄及び同項第五号事務の欄中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

別表第八十五項第二号事務の欄中「介護老人保健施設」の下に「及び介護医療院」を加える。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第七項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「嵐山町」の下に「、小川町」を加える。

別表第二十二項市町村の欄中「小鹿野町」の下に「、美里町」を加える。

別表第五十項第一号市町村の欄中「小鹿野町」の下に「、東秩父村」を加える。

別表第五十一項第一号市町村の欄中「熊谷市」の下に「、行田市」を、「朝霞市」の下に「、志木市」を加え、同項第二号市町村の欄中「朝霞市」の下に「、志木市」を加える。

別表第七十二項市町村の欄中「滑川町」の下に「、嵐山町」を加える。

別表第七十九項第一号事務の欄1中「及び第十一条の二」を「、第十一条の二及び第十一条の三」に改め、同項第二号市町村の欄中「伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町」を「各町村」に改め、同項に次の一号を加える。

四 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- 1 法第四十九条第一項の規定による浄化槽台帳の作成

熊谷市、東松山

市、戸田市、久喜

市、ふじみ野市

- 2 法第四十九条第二項の規定による情報提供の要

請	<p>3 法附則第十一条第一項の規定による助言及び指導</p> <p>4 法附則第十一条第二項の規定による勧告</p> <p>5 法附則第十一条第三項の規定による命令</p>
---	---

別表第八十五項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四	川口市
<p>法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 法第百十五条の三十二第二項第一号、第三項及び第四項の規定による届出の受理</p> <p>2 法第百十五条の三十三第一項の規定による命令、出頭の要求及び立入検査</p> <p>3 法第百十五条の三十四第一項の規定による勧告</p> <p>4 法第百十五条の三十四第二項の規定による公表</p> <p>5 法第百十五条の三十四第三項の規定による命令</p> <p>6 法第百十五条の三十四第四項の規定による公示</p> <p>7 法第百十五条の三十四第五項の規定による通知</p>	

別表第九十一項事務の欄26中「第十六条第五項」の下に「、第五十二条の五第一項、第五十二条の六、第五十二条の七第一項及び第五十九条の二第二項第三号イ」を加え、同欄中31を32とし、30を31とし、同欄29中「第一号ロ」の下に「及び第二号ホ」を加え、同欄29を同欄30とし、同欄28の次に次のように加える。

29 施行規則第五十二条の八第一項の規定による確認の取消し  
 別表第九十七項第三号市町村の欄中「所沢市」の下に「、飯能市」を、「鴻巣市」の下に「、深谷市」を、「戸田市」の下に「、入間市」を、「毛呂山町」の下に「、越生町、滑川町」を、「吉見町」の下に「、鳩山町」を加える。

別表第一百一項市町村の欄中「小鹿野町」の下に「、美里町」を加える。  
 別表第一百四項市町村の欄中「鳩山町」の下に「、皆野町」を加える。

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第七十六項第一号事務の欄4中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「第二十二條の六第二項、第二十四条の二」を「第二十一條の五第二項、第二十四条の二の二」に改め、同欄8中「第二十二條の六第三項、第二十三條第三項（法第二十四條の四）」を「第二十二條の六、第二十三條第四項（法第二



十四条の四第一項」に、「第二十五条第二項」を「第二十四条の二第二項、第二十五条第三項」に改め、同欄9中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「並びに第二十五条第一項」を「、第二十四条の二第一項並びに第二十五条第二項」に改め、同欄中27を29とし、12から26までを14から28までとし、同欄11中「第二十五条第三項」を「第二十五条第四項」に改め、同欄11を同欄13とし、同欄10中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、「。」の下に「、第二十四条の二第三項、第二十五条第五項」を加え、同欄10を同欄11とし、その次に次のように加える。

12 法第二十五条第一項の規定による指導及び助言

別表第七十六項第一号事務の欄9の次に次のように加える。

10 法第二十三条第三項（法第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による公表

#### 附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第三条の規定 令和二年六月一日

2 この条例（第三条の規定を除く。以下同じ。）（前項第一号に掲げる規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

## 条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第十八号

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項を次のように改める。

変則勤務手当は、職員が次に掲げる業務で委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

- 一 正規の勤務時間による勤務の全部が深夜において行われる業務
  - 二 正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる業務
- 第二十条第二項第二号中「七百三十円」の下に「（深夜における勤務時間が二時間に満たないときは、四百十円）」を加え、同条に次の一項を加える。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員会規則で定める業務については、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項第一号の業務 千六百円

二 第一項第二号の業務 千六十円（深夜における勤務時間が二時間に満たないときは、六百円）

第二十二條第二項第十七号を次のように改める。

十七 前項第十七号の業務 次のイ又はロに掲げる業務の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 正規の勤務時間による勤務の全部が深夜において行われる業務 千百円

ロ 正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる業務 七百三十円（深夜における勤務時間が二時間に満たないときは、四百十円）

第二十三條第一項第六号及び第三項の表夜間看護手当の項を削る。

附則第二十六項中「学校職員勤務時間条例第四条第一項」を「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下この項において「学校職員勤務時間条例」という。）第四条第一項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

## 条 例

### 埼玉県条例第十九号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条の四第二項第一号中「百分の九十二・五」を「百分の九十七・五」に、「百分の百十二・五」を「百分の百十七・五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

#### 行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	







別表第3（第3条関係）

研究職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	146,300	195,600	281,800	332,400	388,800
	2	147,400	198,200	284,200	334,600	391,700
	3	148,600	200,600	286,600	336,600	394,300
	4	149,700	203,000	288,900	338,500	397,100
	5	150,800	205,500	291,200	340,300	399,200
	6	152,100	207,800	293,300	342,100	401,900
	7	153,400	210,100	295,300	344,100	404,600
	8	154,700	212,300	297,300	345,900	407,300
	9	155,700	214,400	299,400	347,600	409,800
	10	157,400	216,700	301,900	349,600	412,400
	11	159,000	219,200	304,500	351,700	415,100
	12	160,600	221,500	307,300	353,600	417,900
	13	162,000	223,500	309,400	355,600	420,500
	14	163,900	225,900	311,800	357,500	423,200
	15	165,800	228,300	314,200	359,300	426,000
	16	167,800	230,700	316,900	361,200	428,700
	17	169,500	232,900	319,500	362,900	431,200
	18	171,700	235,700	321,700	364,800	433,800
	19	173,900	238,600	323,700	366,500	436,300
	20	176,000	241,500	325,700	368,500	438,900
	21	178,100	244,000	327,900	370,000	441,400
	22	180,500	246,700	329,600	372,000	444,000
	23	182,800	249,200	331,500	373,700	446,600
	24	185,100	251,900	333,300	375,600	449,100
	25	187,200	254,600	335,200	377,000	451,300
	26	189,400	257,000	337,100	378,700	453,600
	27	191,500	259,300	338,900	380,600	456,100
	28	193,600	261,500	340,700	382,500	458,600
	29	195,700	264,100	342,600	384,200	461,100
	30	197,300	266,300	344,300	386,100	463,600
	31	199,100	268,200	345,800	388,000	466,100
	32	200,800	270,300	347,500	389,900	468,600
	33	202,600	272,000	348,700	391,500	470,900
	34	204,500	274,000	350,100	393,300	473,300
	35	206,400	276,100	351,400	394,900	475,700
	36	208,300	277,900	352,900	396,700	478,200

	117	320,300	349,800	370,200	394,600					
	118	321,100	350,300	370,700	395,100					
	119	321,800	350,900	371,300	395,600					
	120	322,600	351,500	371,800	396,100					
	121	323,200	351,800	372,000	396,500					
	122	323,500	352,200	372,500	397,000					
	123	324,000	352,700	373,000	397,400					
	124	324,500	353,100	373,400	397,900					
	125	324,800	353,500	373,900	398,300					
	126		353,900	374,400						
	127		354,400	374,900						
	128		354,800	375,400						
	129		355,200	375,700						
	130		355,600	376,200						
	131		356,000	376,700						
	132		356,400	377,200						
	133		356,600	377,500						
	134		357,100	378,000						
	135		357,500	378,400						
	136		357,800	378,800						
	137		358,100	379,100						
	138		358,500	379,600						
	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300							
	143		360,800							
	144		361,300							
	145		361,600							
再任用 職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官に適用する。

77	266,800	321,900	390,600	441,400	37	209,800	279,800	354,100	397,900	480,600
78	267,900	322,900	391,200		38	211,700	281,100	355,500	399,400	483,100
79	269,100	323,800	391,800		39	213,600	282,300	356,700	400,800	485,500
80	270,000	324,700	392,400		40	215,500	283,800	358,100	402,200	488,000
81	271,200	325,800	393,000		41	217,300	285,200	358,800	403,600	490,300
82	272,500	326,600	393,600		42	219,200	286,000	359,900	404,900	492,500
83	273,800	327,300	394,200		43	221,100	287,000	361,100	406,400	494,700
84	275,000	328,100	394,800		44	223,000	288,000	362,200	408,000	496,900
85	276,100	328,600	395,300		45	224,700	288,700	363,300	409,400	498,600
86	277,200	329,100	395,800		46	226,600	289,800	364,500	410,600	500,100
87	278,500	329,600	396,300		47	228,400	290,900	365,800	412,200	501,700
88	279,700	330,100	397,000		48	230,200	292,000	366,900	413,800	503,200
89	280,500	330,400	397,400		49	231,900	293,300	368,000	415,100	504,900
90	281,700	330,900			50	233,700	294,500	369,300	416,500	506,300
91	282,700	331,400			51	235,400	295,500	370,600	418,000	507,700
92	283,900	331,900			52	237,100	296,400	371,900	419,400	509,200
93	284,800	332,200			53	238,500	297,600	372,600	420,800	510,300
94	285,800	332,600			54	240,300	298,600	373,600	422,200	511,500
95	286,800	333,100			55	241,900	299,800	374,500	423,600	512,700
96	287,800	333,600			56	243,500	300,700	375,500	425,000	513,900
97	288,100	334,100			57	244,700	301,500	376,300	426,100	514,800
98	289,000	334,600			58	245,900	302,600	377,100	427,400	515,800
99	289,700	335,100			59	246,900	303,800	377,800	428,800	516,800
100	290,600	335,600			60	247,800	304,900	378,500	430,100	517,800
101	291,500	336,100			61	248,800	305,800	379,100	430,900	518,900
102	292,200	336,600			62	249,900	306,900	379,800	431,800	519,800
103	292,900	337,100			63	250,800	308,000	380,700	432,800	520,500
104	293,600	337,600			64	251,900	309,100	381,600	433,700	521,200
105	294,300	338,100			65	253,100	309,900	382,200	434,600	522,000
106	294,800	338,500			66	254,000	311,000	383,000	435,400	522,800
107	295,300	339,000			67	255,100	311,900	383,800	436,000	523,600
108	295,800	339,400			68	256,000	312,900	384,600	436,800	524,400
109	296,000	339,900			69	256,900	313,900	385,200	437,200	525,100
110	296,400	340,300			70	258,200	314,900	385,900	437,800	525,900
111	296,700	340,800			71	259,500	316,000	386,600	438,300	526,700
112	297,000	341,200			72	260,700	317,100	387,300	438,800	527,500
113	297,300	341,700			73	262,100	317,600	388,000	439,300	528,200
114	297,600	342,100			74	263,500	318,600	388,600	439,900	
115	297,900	342,600			75	264,700	319,700	389,200	440,400	
116	298,200	343,000			76	265,700	320,800	389,900	440,900	

再任用  
職員以  
外の職  
員



別表第4（第3条関係）

医療職給料表

イ 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500

	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会が定めるものに適用する。

	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700
	41	371,300	436,200	490,100	548,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600
	43	373,900	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	

	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900	
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300	
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900	
	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300	
	44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
	45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
	46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
	47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
	48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
	49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
	50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
	51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
	52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
	53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
	54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800		
再任用職員以外の職員	55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100		
	56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400		
	57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700		
	58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000		
	59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300		
	60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700		
	61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900		
	62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200		
	63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500		
	64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
	65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
	66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900			
	67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600			
	68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200			
	69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600			
	70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100			
	71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600			
	72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100			
	73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700			
	74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200			
	75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800			
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400			

ロ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100	437,200
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800	439,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400	442,300
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100	444,900
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500	447,300
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200	449,800
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800	452,300
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500	454,800
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600	457,200
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900	459,600
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100	462,200
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300	476,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500

ハ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500

	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900			
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400			
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900			
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400			
	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700			
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200			
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600			
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000			
	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400			
	86		289,500	325,400	346,300				
	87		289,700	325,600	346,600				
	88		289,900	326,000	346,900				
	89		290,300	326,400	347,300				
	90		290,500	326,800	347,600				
	91		290,700	327,200	348,000				
	92		290,900	327,600	348,300				
	93		291,300	327,900	348,700				
	94		291,500	328,100	349,000				
	95		291,700	328,500	349,300				
	96		292,000	328,800	349,600				
	97		292,400	329,000	349,900				
	98		292,700	329,300	350,300				
	99		292,900	329,600	350,700				
	100		293,200	329,900	351,100				
	101		293,500	330,100	351,600				
	102		293,700	330,400	352,000				
	103		293,900	330,800	352,400				
	104		294,200	331,000	352,800				
	105		294,500	331,200	353,300				
	106			331,400					
	107			331,800					
	108			332,000					
	109			332,200					
	110			332,600					
	111			333,000					
	112			333,400					
	113			333,600					
再任用 職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

	77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000				37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
	78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600				38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
	79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100				39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400				40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700				41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200				42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
再任用	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600				43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
職員以	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900				44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
外の職																	
員	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200				45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700				46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200				47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600				48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900				49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300				50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800				51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200				52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600				53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
	94	281,900	315,000	348,400	366,400					54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
	95	282,800	315,700	349,100	366,800					55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
	96	283,800	316,300	349,700	367,100					56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
	97	284,400	317,000	350,100	367,700					57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
	98	285,200	317,300	350,500	368,200					58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
	99	285,800	317,900	351,000	368,700					59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
	100	286,700	318,600	351,400	369,200					60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
	101	287,500	319,000	351,900	369,800					61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	
	102	288,300	319,600	352,300	370,300					62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
	103	289,100	320,200	352,800	370,800					63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
	104	289,900	320,800	353,200	371,200					64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
	105	290,600	321,200	353,500	371,800					65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
	106	291,100	321,700	354,000	372,300					66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
	107	291,600	322,200	354,400	372,800					67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
	108	292,100	322,700	354,700	373,300					68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
	109	292,300	323,100	355,200	373,900					69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
	110	292,600	323,500	355,700	374,300					70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
	111	292,800	323,800	356,200	374,800					71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700		
	112	293,200	324,100	356,700	375,300					72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300		
	113	293,500	324,500	357,200	375,900					73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
	114	293,700	324,900	357,700						74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
	115	294,100	325,300	358,200						75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
	116	294,400	325,600	358,600						76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600		

	157	306,700						
	158	307,000						
	159	307,300						
	160	307,600						
	161	308,000						
	162	308,300						
	163	308,600						
	164	308,900						
	165	309,300						
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会  
定めるものに適用する。

	117	294,700	325,800	359,000				
	118	295,000	326,100	359,400				
	119	295,300	326,500	359,900				
	120	295,700	326,700	360,400				
	121	296,000	326,900	360,800				
	122	296,400	327,200	361,300				
	123	296,700	327,500	361,800				
	124	297,100	327,800	362,300				
	125	297,300	328,000	362,600				
	126	297,500	328,300					
	127	297,800	328,700					
	128	298,200	328,900					
	129	298,400	329,100					
	130	298,700	329,300					
	131	299,100	329,700					
	132	299,500	329,900					
	133	299,700	330,200					
	134	300,000	330,600					
	135	300,400	331,000					
	136	300,700	331,400					
	137	300,900	331,700					
	138	301,200	332,100					
	139	301,600	332,500					
	140	301,900	332,900					
	141	302,100	333,200					
	142	302,500	333,600					
	143	302,900	333,900					
	144	303,200	334,300					
	145	303,400	334,600					
	146	303,600	335,000					
	147	303,900	335,400					
	148	304,300	335,800					
	149	304,500	336,100					
	150	304,700	336,500					
	151	305,000	336,900					
	152	305,300	337,300					
	153	305,700	337,600					
	154	305,900						
	155	306,100						
	156	306,400						

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「調整額は」を「調整額（第九条の二第二項において「給料の調整額」という。）は」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第九条の二第二項中「給料」を「給料月額と給料の調整額」に改め、「合計額」の下に「に八・三分の十（第二号に掲げる委員会規則で定める地域及び公署に在勤する職員にあつては、十一・三分の十三）を乗じて得た額との合計額」を加え、同項第一号中「百分の十」を「百分の八・三」に改め、同項第二号中「百分の十三」を「百分の十一・三」に改める。

第九条の五第一項各号中「一万二千元」を「一万六千元」に改め、同条第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号イ中「二万三千元」を「二万七千元」に、「一万二千元」を「一万六千元」に改め、同号ロ中「二万三千元」を「二万七千元」に、「一万六千元」を「一万七千元」に改める。

第十九条第五項中「給料月額」の下に「（別表第一の備考2、別表第二の備考2、別表第三の備考2若しくは別表第四ロの備考2若しくはハの備考2の規定、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第五号）第五条第一項の表の備考若しくは第二項の表の備考の規定又は一般職の任期付職員採用等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十八号）第四条第一項の表の備考の規定を適用しない額をいう。第十九条の五第二項において同じ。）」を加える。

第十九条の四第二項第一号中「百分の九十七・五」を「百分の九十五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百十五」に改める。

別表第一の備考を次のように改める。

備考

1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第5項に規定する職員を除く。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の10  
1. 571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第二の備考を次のように改める。

備考

1 この表は、警察官に適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の10  
1. 571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第三の備考を次のように改める。

備考

1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに応用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の10  
1. 571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第四の備考を次のように改める。

備考

1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の10  
1. 571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第四への備考を次のように改める。

備考

1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の10  
1. 571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

給料月額	号給
円	
397,000	1
456,000	2
516,000	3
596,000	4
693,000	5
791,000	6



第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	331,000
2	367,000
3	394,000

第六条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表及び同条第二項の表に備考として次のように加える。

備考 この表の適用を受ける職員給料月額は、この表の額に100分の10  
1. 571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第六条第二項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第五条第二項及び第三項中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表に備考として次のように加える。

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の10  
1. 571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これ

を切り捨てた額)とする。

第五条第二項及び第三項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第七条 職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の給料の月額のうち給料月額は、職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)別表第一行政職給料表の備考2、別表第二公安職給料表の備考2、別表第三研究職給料表の備考2若しくは別表第四口医療職給料表(二)の備考2若しくはハ医療職給料表(三)の備考2の規定、学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)別表第一教育職給料表(一)の備考2、別表第二教育職給料表(二)の備考2、別表第三学校栄養職給料表の備考若しくは別表第四事務職給料表の備考の規定、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第五号)第五条第一項の表の備考若しくは第二項の表の備考の規定又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第六十八号)第四条第一項の表の備考の規定を適用しない額とする。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条及び第七条並びに附則第五項の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定(職員の給与に関する条例(以下この項、附則第四項及び第五項において「給与条例」という。)第十九条の四第二項第一号の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下この項及び附則第四項において「改正後の任期付研究員条例」という。)第五条第一項及び第二項の規定並びに第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下この項及び附則第四項において「改正後の任期付職員条例」という。)第四条第一項の規定 平成三十一年四月一日

二 第一条の規定による改正後の給与条例第十九条の四第二項第一号の規定、改正後の任期付研究員条例第六条第二項の規定並びに改正後の任期付職員条例第五条第二項及び第三項の規定 令和元年十二月一日

(改定日前の異動者の号給の調整)

3 平成三十一年四月一日(以下この項において「改定日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び埼玉県人事委員会(以下この項及び附則第六項において「人事委員会」という。)の定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 第一条の規定による改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例及び改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

5 第二条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の給与条例第九条の五の規定により支給されていた住居手当の月額が二千円を超える職員その他埼玉県人事委員会規則(以下この項において「委員会規則」という。)で定める職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(委員会規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和三年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の給与条例第九条の五の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で委員会規則で定める額。第二号において「旧手当額」という。)から二千円を控除した額の住居手当を支給する。

一 第二条の規定による改正後の給与条例第九条の五第一項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二 旧手当額から第二条の規定による改正後の給与条例第九条の五第二項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が二千円を超えることとなる職員

(人事委員会への委任)

6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会  
が定める。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

7 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年埼玉県条例第  
五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項の見出し及び附則第七項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和  
二年三月三十一日」に改める。

## 条 例

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第二十号

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

第二条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十」に改める。

(埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

第四条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十」に改める。

### 附 則

(施行期日等)

1 この条例中第一条及び第三条の規定は公布の日から、第二条及び第四条の規定は令和二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(次項において「改正後の特別職給与等条例」という。)及び第三条の規定による改正後の埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例(次項において「改正後の教育長給与等条例」という。)の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の特別職給与等条例及び改正後の教育長給与等条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び第三条の規定による改正前の埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与等

条例及び改正後の教育長給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 条 例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第二十一号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第一号イ(1)、第二号イ(1)並びに第三号イ(1)及びハ(1)中「第四十条」を「第四十一条第一項」に改める。

第五十四条第三号中「記入」を「変更記録」に改める。

第五十五条の二第二項第一号及び第五十五条の十三中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

附則第二十二条の五第四項第一号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同条第一項」に改め、同項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同条」を「同条第一項」に、「又は同条」を「又は同項」に改め、同項第三号及び同条第五項各号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第六項第一号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同項第二号及び第三号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第七項中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

附則第二十三条第二項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

#### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第五十一条第一項の改正規定並びに附則第二十二条の五及び第二十三条第二項第二号の改正規定 道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行の日

二 第五十四条第三号の改正規定 道路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日

三 第五十五条の二第二項第一号及び第五十五条の十三の改正規定 この条例の公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技

術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行  
の日のいずれか遅い日



## 条 例

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の適正化等に関する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第二十二号

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条

例

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準

第一節 無料低額宿泊所の範囲（第三条）

第二節 基本方針（第四条）

第三節 設備及び運営に関する基準（第五条―第三十四条）

第四節 入居定員が二人以上四人以下の住宅又は宿泊所その他の居住の用に供

する施設（第三十五条）

第三章 被保護者等住居・生活サービス提供事業に関する規制（第三十六条―第

四十三条）

第四章 雑則（第四十四条―第四十七条）

第五章 罰則（第四十八条・第四十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」とい  
う。）第六十八条の五第一項の規定に基づき無料低額宿泊所の設備及び運営に関  
する基準を定めるとともに、被保護者等住居・生活サービス提供事業に対し必要  
な規制を行うことにより、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行う者の業  
務の適正な運営を確保し、被保護者等の処遇の改善及び自立の支援を図ることを  
目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「無料低額宿泊所」とは、法第二条第三項第八号に規定  
する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿  
泊所その他の施設を利用させる事業（以下「無料低額宿泊事業」という。）を行  
う施設をいう。

2 この条例において「被保護者等」とは、生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）、同法第二十四条第一項の規定により保護の開始を申請している者その他の生計困難者をいう。

3 この条例において「被保護者等住居・生活サービス提供事業」とは、次に掲げる事業をいう。ただし、法令によりその開始につき行政庁の許可、認可、免許その他の処分又は行政庁への届出を要するものとされている事業（無料低額宿泊事業を除く。）、法令によりその設置につき行政庁の許可、認可、免許その他の処分又は行政庁への届出を要するものとされている施設に係る事業その他これらに類する事業を除く。

一 無料低額宿泊事業

二 入居定員が二人以上四人以下の住宅又は宿泊所その他の居住の用に供する施設（第十三条第一項に規定するサテライト型住居を除く。）において前号の事業と同様のサービスを提供する事業

4 この条例において「事業者」とは、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行う者（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

5 この条例において「住居・生活サービス提供契約」とは、事業者と被保護者等との間で締結される被保護者等住居・生活サービス提供事業に係る契約をいう。

第二章 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準

第一節 無料低額宿泊所の範囲

（無料低額宿泊所の範囲）

第三条 無料低額宿泊所は、次の各号に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

一 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

イ 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

ロ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ハ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する者が人的関係、資本関係等において

当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

二 居室使用料が無料又は生活保護法第八条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第十一条第三号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

## 第二節 基本方針

### （基本方針）

第四条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

### 第三節 設備及び運営に関する基準

#### （構造設備等の一般原則）

第五条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

#### （設備の専用）

第六条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

#### （職員等の資格要件）

第七条 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に二年以上従事した者又はこ

れらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。）を、できる限り法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。
- 3 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。第二十三条を除き、以下同じ。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者であつてはならぬ。

（運営規程）

第八条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（次項、第十六条第一項及び第二十九条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項
- 2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出なければならない。

（非常災害対策）

第九条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも一年に一回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

（事故防止対策）

第十条 無料低額宿泊所は、入居者の安全を確保するため、事故の防止に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

（記録の整備）

第十一条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておか

なければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 第三十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 第三十三条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第十二条 無料低額宿泊所は、五人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第十三条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が五人以上十人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として一年以下のもの（入居定員が四人以下のものに限る。以下この条及び第三十四条において「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね二十分で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 第七条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のみ 四以下

二 第七条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のほか一人以上 八以下

4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。次項において同じ。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

一 第七条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のみ 二十人以下

二 第七条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のほか一人以上 四十人以下

5 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、第十一条各項に規定する記録のほか、第二十二条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

(設備の基準)

第十四条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の規定を遵守するものでなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第六十二条第一項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

一 居室

二 炊事設備

三 洗面所

四 便所

五 浴室

六 洗濯室又は洗濯場

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

一 共用室

二 相談室

三 食堂

6 第四項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、二人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、七・四三平方メートル以上とする。

ニ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

ホ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

ヘ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

二 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

三 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

四 便所 入居定員に適したものを設けること。

## 五 浴室

イ 入居定員に適したものを設けること。

ロ 浴槽を設けること。

六 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(職員配置の基準)

第十五条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち一人は施設長としなければならない。

2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下この項及び第十八条において「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

(入居申込者に対する説明、契約等)

第十六条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間（一年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約（借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条の規定による定期建物賃貸借を除く。）の場合は、一年とする。）及び解約に関する事項を定めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、第十四条の規定に基づき都道府県又は市町村が設置する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）等都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、第二項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。

5 無料低額宿泊所は、第二項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

6 無料低額宿泊所は、第一項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。

7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があつた場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第十項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第二項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項の重要事項及び第二項の事項を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第一項の重要事項及び第二項の事項を記録したものを交付する方法

8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

9 第七項第一号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

10 無料低額宿泊所は、第七項の規定により第一項の重要事項及び第二項の事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

一 第七項各号に規定する方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入居申込者に対し、第一項の重要事項及び第二項の事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾を



した場合は、この限りでない。

(入退居)

第十七条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となつたと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第十八条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第七号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。

一 食事の提供に要する費用

二 居室使用料

三 共益費

四 光熱水費

五 日用品費

六 基本サービス費

七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。

一 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。

二 居室使用料

イ 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。

ロ イに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。  
三 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。

四 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。

五 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。

六 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。

七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

イ 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。

ロ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

（サービス提供の方針）

第十九条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるように、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

（食事）

第二十条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

（入浴）

第二十一条 無料低額宿泊所は、入居者に対し一日に一回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、一週間に三回以上の頻度とすることができる。

（状況把握）

第二十二条 無料低額宿泊所は、原則として一日に一回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

（施設長の責務）

第二十三条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の

実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 施設長は、職員にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

- 第二十四条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

- 第二十五条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

- 3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

- 第二十六条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

- 第二十七条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

- 第二十八条 入居者の金銭の管理は当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

- 一 成年後見人制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
- 二 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。

- 三 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。

- 四 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。

- 五 第十六条第一項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭

等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。

六 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が二人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。

七 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。

八 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。

九 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。

十 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出ること。

十一 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。

十二 金銭等の管理の状況について、知事の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

#### (揭示及び公表)

第二十九条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後三月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

#### (秘密保持等)

第三十条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

#### (広告)

第三十一条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

#### (苦情への対応)

第三十二条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、知事からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を知事に報告しなければならない。
- 5 無料低額宿泊所は、法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十三条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに知事、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)

第三十四条 第十四条第三項から第五項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

第四節 入居定員が二人以上四人以下の住宅又は宿泊所その他の居住の用に供する施設

(入居定員が二人以上四人以下の住宅又は宿泊所その他の居住の用に供する施設)  
第三十五条 この章の規定(第十二条、第十三条、第十五条第二項、第十八条第一項第七号及び第二項第七号、第三十二条第五項並びに前条の規定を除く。)は、第二条第三項第二号に掲げる事業を行う施設に準用する。

2 前項の施設の設置者は、同項において準用する規定に定める基準を遵守しなければならない。

第三章 被保護者等住居・生活サービス提供事業に関する規制

(被保護者等住居・生活サービス提供事業の開始等の届出)

第三十六条 事業者(法第二十二条に規定する社会福祉法人に限る。以下この項において同じ。)は、被保護者等住居・生活サービス提供事業を開始したときは、当該被保護者等住居・生活サービス提供事業の開始の日から一月以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 施設の名称

- 二 事業者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地、経歴及び資産状況
- 三 定款その他の基本約款
- 四 建物その他の設備の規模及び構造
- 五 事業開始の年月日
- 六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の名及び経歴
- 七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法
- 2 社会福祉法人以外の事業者は、被保護者等住居・生活サービス提供事業を開始しようとするときは、その事業の開始前に、前項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- 3 第一項の規定による届出をした事業者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 第二項の規定による届出をした事業者は、第一項第四号、第五号及び第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。
- 5 第二項の規定による届出をした事業者は、第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から一月以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 6 第一項又は第二項の規定による届出をした事業者は、その事業を廃止したときは、廃止の日から一月以内に、その旨を知事に届け出なければならない。  
(被保護者等住居・生活サービス提供事業を行う施設の管理者)  
第三十七条 事業者は、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行う施設に専任の管理者を置かなければならない。  
(住居・生活サービス提供契約の締結時の書面の交付)  
第三十八条 事業者は、住居・生活サービス提供契約を締結したときは、当該住居・生活サービス提供契約の相手方である被保護者等に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
  - 一 事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
  - 二 事業者が提供する福祉サービスの内容
  - 三 当該福祉サービスの提供につき被保護者等が支払うべき額に関する事項
  - 四 当該福祉サービスの提供開始年月日
  - 五 当該福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口(被保護者等の虐待防止)

第三十九条 事業者は、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うに当たっては、被保護者等の権利利益を侵害することがないように、被保護者等に対する身体

的虐待（被保護者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることをいう。）、心理的虐待（被保護者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被保護者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。）、経済的虐待（被保護者等の財産を不当に処分することその他当該被保護者等から不当に財産上の利益を得ることをいう。）その他の虐待の防止に関する取組を推進しなければならない。

（改善命令）

第四十条 知事は、第二条第三項第二号に掲げる事業を行う施設が第三十五条第一項において準用する規定に定める基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができ。

（事業の停止等）

第四十一条 知事は、第三十六条第一項又は第二項の規定による届出をしない事業者が、被保護者等住居・生活サービス提供事業に関し不当に営利を図り、又は被保護者等の処遇につき不当の行為をしたときは、その事業者に対し、期限を定めて、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うことを制限し、又はその停止を命ずることができる。

2 知事は、事業者が、第三十六条第三項から第五項まで若しくは第三十八条の規定若しくは前条の規定による命令に違反し、第四十四条第一項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入り、検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は被保護者等住居・生活サービス提供事業に関し不当に営利を図り、若しくは被保護者等の処遇につき不当の行為をしたときは、その事業者に対し、期限を定めて、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うことを制限し、又はその停止を命ずることができる。

（勧告）

第四十二条 知事は、事業者が第三十九条の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、住居・生活サービス提供契約の適正な履行その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

（公表）

第四十三条 知事は、前条の規定による勧告を受けた事業者が当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(報告の徴収及び立入検査等)

第四十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又はその職員に、事業者の事務所その他の施設に立ち入り、施設、帳簿、書類等を検査させ、その他事業経営の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入検査その他事業経営の状況の調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(福祉事務所との連携)

第四十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に関する情報その他の必要な情報を、福祉事務所に提供するものとする。

2 知事は、事業者がこの条例の規定に違反する疑いがあるとき、福祉事務所に対し、事業者に関する情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

3 福祉事務所は、事業者がこの条例の規定に違反する疑いがあるとき、知事に対し、必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

(適用除外)

第四十六条 第三十六条から第三十八条まで、第四十一条、第四十八条及び第四十九条の規定は、無料低額宿泊事業については、適用しない。

2 この条例の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の区域においては、適用しない。

(委任)

第四十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰則

(罰則)

第四十八条 第四十一条第一項又は第二項に規定する制限又は停止の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほ



か、その法人又はその人に対しても同条の罰金刑を科する。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十三条及び第三十四条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

### (居室に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十四号）第五条の規定による改正前の法（次項及び附則第五項において「旧法」という。）第六十九条第一項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所又は改正前の被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第三条第一項の規定による届出がなされている事業者が、事業の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第十四条第六項第一号イ及びニからへまでの規定（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）は、この条例の施行後三年間は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に旧法第六十九条第一項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、平成二十五年九月三十日において事業の用に供していた建物（基本的な設備が完成しているものを含み、平成二十五年十月一日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室のうち、第十四条第六項第一号ハに規定する基準を満たさないもの（居室の床面積が収納設備を除き四・九五平方メートル未満のものに限る。）については、同号ハの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。

一 居室の床面積が、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上であること。  
二 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第十四条第六項第一号ハに規定する基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。

三 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

四 第十四条第五項第一号の規定にかかわらず、共用室を設けること。

五 居室の床面積の改善についての計画を、知事と協議の上作成すること。

六 前号の規定により作成した計画を知事に提出するとともに、段階的かつ計画的に第十四条第六項第一号ハに規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこ

と。

4 前項の建物については、同項第六号の規定による必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築はできない。

5 この条例の施行の際現に旧法第六十九条第一項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、平成二十七年十月三十一日において事業の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、平成二十七年十一月一日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室のうち、第十四条第六項第一号ハに規定する基準を満たさないもの（居室の床面積が収納設備を除き四・九五平方メートル以上のものに限る。）について、当該建物に居住している者を引き続き当該建物に居住させる等しななければ、その者の住居等の確保が困難となるおそれがあると知事が認めるときは、当該おそれがある間における当該建物に係る同号の適用については、同号ハ中「七・四三平方メートル」とあるのは「四・九五平方メートル」とする。

## 条 例

埼玉県県営住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第二十三号

埼玉県県営住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例  
(埼玉県県営住宅条例の一部改正)

第一条 埼玉県県営住宅条例(昭和三十四年埼玉県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「同程度以上の収入を有する者で知事が適当と認める連帯保証人」を「緊急時等に連絡をとることができる者であつて知事が適当と認めるもの(以下「緊急時等連絡先」という。)」に改め、同条第二項中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改め、同項後段及び同条第三項を削り、同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第十四条の見出し及び同条第一項中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改め、同条第二項中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に、「当該入居権利者と同程度以上の収入を有する者で知事が適当と認めるもの」を「知事が適当と認める者」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第三項中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改める。

第十五条第二項第一号イ中「第三十七条第五項」を「第三十七条第六項」に改め、同号ハ中「同条第二項後段又は」を削り、同号ニ中「同条第三項において準用する第十三条第二項後段の有効期間又は次条第五項」を「同条第四項」に改める。

第十六条第二項第一号中「同程度以上の収入を有する者で知事が適当と認める連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改め、同条第三項中「同項後段中「同項の」とあるのは「同条第二項の」と、「次項及び同項において準用する第十六条の二第二項から第四項まで」とあるのは「第十五条第二項第一号ニ、第十六条第四項及び第十六条の二第二項第三号イ」と、「前項」とあるのは「第十六条第二項」とを削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第十六条第五項」を「第十六条第四項」に、「第十六条第六項」を「第十六条第五項」に改め、「(第一項第三号イに該当する場合にあつては、二年)」を削り、同項を同条第五項とする。

第十六条の二第一項中「(第三号イに該当する場合にあつては、二年)」及び「(この項第三号イを除く。)」を削り、同項第三号中「次に掲げる者」を「この項の規定により第十三条第一項の承認に有効期間を付された入居権利者」に改め、同号イ及びロを削り、同条第三項中「(第一項第三号イに該当する場合にあつては、二年)」を削る。

第二十条第一項中「同条第二項後段若しくは」及び「(第十三条第三項において準用する場合を含む。)」を削り、「同条第三項において準用する第十三条第二項後段若しくは第十六条第五項」を「同条第四項」に、「同条第四項又は第六項」を「同条第五項」に改める。

第二十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、同項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、県は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、県に対し、敷金をもつて賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の弁済に充てることを請求することができない。

第二十二条第一項中「次条第四号に掲げる費用」を「知事とその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるもの」に改める。

第二十三条第四号を次のように改める。

四 前条第一項において県が負担することとされているもの以外の県営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

第三十条第二項中「前条ただし書」を「第二十九条ただし書」に改める。

第三十九条第一項中「第十三条第三項並びに第十六条第四項及び第六項」を「第十六条第五項」に改める。

第四十三条第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改め、同条第四項第一号中「第十三条第六項」を「第十三条第五項」に改め、同項第二号中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改める。

第五十条第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に、「前項」を「入居者」とあるのは「使用者」と、「敷金」とあるのは「保証金」と、同条第三項中「第一項」に、「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、同条第三項を「同条第四項」に改める。

第六十条中「第十二条、第十三条(第三項を除く。)、第十四条」を「第十二条から第十四条まで」に、「第十六条第一項、第二項及び第五項」を「第十六条

第一項、第二項及び第四項」に、「第十三条第三項並びに第十六条第四項及び第六項」を「第十六条第五項」に改める。

(埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第二条 埼玉県特定公共賃貸住宅条例(平成六年埼玉県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「同程度以上の所得を有する者で知事が適当と認める連帯保証人が署名」を「緊急時等に連絡をとることができる者であつて知事が適当と認めるもの(以下「緊急時等連絡先」という。)が連署」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の規定にかかわらず、入居権利者から同号の請け書に緊急時等連絡先の連署が得られない旨の申出があり、かつ、知事が当該申出を相当と認めるときは、同号の請け書への緊急時等連絡先の連署を要しないものとする。

第十二条第三項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、「同条第二項」の下に「中「入居権利者」とあるのは「承継人」と、同条第三項」を加える。

第十六条第一項及び第三項中「第十条第四項」を「第十条第五項」に改める。

第十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、同項ただし書中「未納の家賃又は当該入居に係る」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、県は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、県に対し、敷金をもつて賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の弁済に充てることを請求することができない。

第十八条中「次条第四号に掲げる費用」を「知事はその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるもの」に改める。

第十九条第四号を次のように改める。

四 前条において県が負担することとされているもの以外の特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の埼玉県営住宅条例（第二十一条から第二十三条まで、第三十条、第三十九条、第四十三条第三項及び第五十条を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入居の承認を受ける者又は入居権利者の地位の承継の承認を受ける者について適用し、同日前に入居の承認を受けた者又は入居権利者の地位の承継の承認を受けた者については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の埼玉県営住宅条例第十三条第二項の規定により有効期間を付して承認された入居申込者が連帯保証人の連署した請け書を提出し、承認を受けた場合又は同条例第十四条第一項の規定により連帯保証人の変更の承認を受けた場合は、これらの連帯保証人は承認を受けた日の属する月の近傍同種の住宅の家賃の額の六月分又は五十万円のいずれか低い金額を限度として、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行する責任を負うものとする。

4 改正後の埼玉県特定公共賃貸住宅条例第十条及び第十二条の規定は、施行日以後に入居の承認を受ける者又は入居権利者の地位の承継の承認を受ける者について適用し、同日前に入居の承認を受けた者又は入居権利者の地位の承継の承認を受けた者については、なお従前の例による。

（埼玉県特別県営住宅条例の一部改正）

5 埼玉県特別県営住宅条例（昭和四十二年埼玉県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第五十九条まで」の下に「並びに埼玉県営住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例（令和元年埼玉県条例第二十三号）附則第二項及び第三項」を、「行う」の下に「と、埼玉県営住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例附則第三項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「当該特別県営住宅の家賃の月額」を加える。

第八条の二第一項中「第五十九条まで」の下に「並びに埼玉県営住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例（令和元年埼玉県条例第二十三号）附則第二項及び第三項」を加える。

# 条 例

学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県条例第二十四号

学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

（学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の五第二項第一号中「百分の九十二・五」を「百分の九十七・五」に、「百分の百十二・五」を「百分の百十七・五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第 1（第 5 条関係）

教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 160,000	円 204,000	円 264,100	円 331,100	円 416,900
	2	円 161,500	円 205,700	円 266,600	円 333,300	円 418,700
	3	円 163,000	円 207,300	円 268,900	円 335,400	円 420,500
	4	円 164,500	円 209,000	円 271,200	円 337,400	円 422,200
	5	円 166,100	円 210,800	円 273,700	円 339,600	円 423,700
	6	円 168,000	円 212,400	円 276,100	円 341,500	円 425,200
	7	円 169,800	円 214,100	円 278,300	円 343,700	円 427,100
	8	円 171,600	円 215,700	円 280,500	円 345,800	円 429,000
	9	円 173,300	円 217,500	円 282,600	円 347,500	円 430,800
	10	円 175,400	円 219,400	円 284,900	円 349,600	円 432,600
	11	円 177,400	円 221,300	円 287,300	円 351,700	円 434,500
	12	円 179,400	円 223,200	円 289,400	円 353,800	円 436,300
	13	円 181,300	円 224,700	円 291,800	円 355,900	円 438,000
	14	円 183,500	円 226,700	円 293,800	円 357,900	円 439,900
	15	円 185,700	円 228,700	円 295,700	円 359,900	円 441,700
	16	円 187,900	円 230,700	円 297,700	円 361,900	円 443,600
	17	円 190,100	円 232,500	円 299,800	円 363,500	円 445,300
	18	円 192,700	円 235,200	円 302,200	円 365,400	円 447,100
	19	円 195,200	円 237,900	円 304,700	円 367,200	円 448,900
	20	円 197,700	円 240,600	円 307,400	円 369,200	円 450,700
	21	円 200,200	円 243,200	円 309,600	円 370,800	円 452,300
	22	円 201,900	円 246,000	円 312,000	円 372,700	円 454,000
	23	円 203,600	円 248,600	円 314,200	円 374,500	円 455,900
	24	円 205,300	円 251,300	円 316,800	円 376,400	円 457,600
	25	円 206,800	円 253,800	円 319,400	円 377,700	円 459,300
	26	円 208,300	円 256,200	円 321,700	円 379,500	円 460,900
	27	円 210,000	円 258,700	円 323,900	円 381,300	円 462,500
	28	円 211,600	円 261,000	円 326,000	円 383,200	円 464,000
	29	円 213,100	円 263,600	円 328,200	円 385,000	円 465,500
	30	円 214,800	円 266,000	円 329,900	円 386,900	円 466,800
	31	円 216,500	円 268,200	円 332,000	円 388,800	円 468,100
	32	円 218,200	円 270,400	円 334,000	円 390,800	円 469,400
	33	円 219,600	円 272,500	円 335,800	円 392,500	円 470,600
	34	円 221,400	円 274,700	円 337,900	円 394,200	円 471,300
	35	円 223,200	円 276,900	円 340,000	円 395,800	円 472,000
	36	円 225,000	円 278,800	円 342,000	円 397,600	円 472,700
	37	円 226,500	円 281,100	円 344,100	円 398,800	円 473,300
	38	円 228,300	円 283,000	円 346,200	円 400,300	円 474,000
	39	円 230,100	円 284,900	円 348,400	円 401,700	円 474,700

86	290,600	377,200	420,700	455,600		40	231,900	286,900	350,500	403,100	475,400
87	291,600	378,600	421,900	456,100		41	233,600	288,600	352,400	404,800	476,000
88	292,800	379,900	422,900	456,600		42	235,300	290,900	354,500	406,200	476,700
89	293,900	381,200	424,000	457,100		43	236,900	293,200	356,400	407,500	477,400
90	295,000	382,500	425,000	457,700		44	238,500	295,700	358,500	409,000	478,100
91	296,200	383,700	426,000	458,200		45	239,900	297,700	360,300	410,600	478,700
92	297,400	385,000	427,000	458,700		46	241,200	300,100	362,300	411,900	479,400
93	297,900	386,300	427,900	459,200		47	242,500	302,300	364,200	413,400	480,100
94	298,900	387,400	428,700	459,800		48	243,700	304,900	366,200	415,000	480,800
95	300,000	388,700	429,500	460,300		49	245,100	307,200	367,800	416,700	481,400
96	301,200	389,900	430,300	460,800		50	246,600	309,600	369,600	418,100	482,100
97	302,200	391,300	431,100	461,300		51	247,800	311,900	371,500	419,700	482,800
98	303,300	392,300	431,500	461,900		52	249,300	314,100	373,500	421,200	483,500
99	304,300	393,400	431,900	462,400		53	250,400	316,300	375,300	422,900	484,100
100	305,400	394,400	432,300	462,900		54	251,600	318,300	377,100	424,400	484,800
101	306,300	395,300	432,700	463,400		55	253,000	320,300	378,900	426,000	485,500
102	307,400	396,300	433,000			56	254,000	322,300	380,600	427,600	486,200
103	308,500	397,400	433,300			57	255,300	324,200	382,100	429,100	486,800
104	309,500	398,500	433,600			58	256,300	326,300	383,700	430,600	487,500
105	310,100	399,200	433,900			59	257,400	328,400	385,400	431,800	488,200
106	311,000	400,100	434,200			60	258,600	330,400	387,100	433,000	488,900
107	311,800	401,000	434,500			61	259,900	332,500	388,300	434,200	489,500
108	312,600	401,900	434,700			62	260,900	334,600	389,700	435,500	
109	313,500	402,700	434,900			63	262,300	336,800	391,100	436,800	
110	313,900	403,600	435,200			64	263,400	339,000	392,400	438,000	
111	314,300	404,400	435,500			65	264,700	340,700	393,800	439,200	
112	314,800	405,200	435,700			66	266,100	342,900	395,000	440,400	
113	315,400	405,800	435,900			67	267,500	344,900	396,400	441,600	
114	315,800	406,500	436,200			68	269,100	347,100	397,800	442,800	
115	316,300	407,200	436,500			69	270,500	348,900	399,100	444,000	
116	316,800	407,900	436,700			70	271,800	350,800	400,400	445,200	
117	317,400	408,500	436,900			71	273,100	352,800	401,800	446,400	
118	317,900	409,000				72	274,400	354,800	403,100	447,600	
119	318,300	409,400				73	275,500	356,400	404,400	448,700	
120	318,800	409,800				74	276,700	358,300	405,800	449,300	
121	319,300	410,200				75	278,000	360,100	407,200	449,800	
122	319,700	410,500				76	279,000	362,000	408,500	450,300	
123	320,200	410,800				77	280,200	363,800	409,700	450,800	
124	320,700	411,000				78	281,400	365,500	410,900	451,400	
125	321,300	411,200				79	282,600	367,200	412,200	451,900	
126	321,600	411,500				80	283,800	368,800	413,600	452,400	
127	321,900	411,800				81	284,900	370,300	414,900	452,900	
128	322,200	412,000				82	286,100	371,800	416,100	453,500	
129	322,400	412,200				83	287,300	373,300	417,100	454,000	
130	322,700	412,500				84	288,500	374,700	418,300	454,500	
131	323,000	412,800				85	289,500	375,800	419,500	455,000	
132	323,300	413,000									

再任用  
学校職  
員以外  
の学校  
職員



別表第2（第5条関係）

教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,000	175,800	264,100	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	266,600	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	268,900	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	271,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	273,700	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	276,100	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	278,300	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	280,500	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	282,600	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	284,900	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	287,300	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	289,400	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	291,800	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	293,800	325,100	425,300
	15	185,700	207,300	295,700	327,000	426,700
	16	187,900	209,000	297,700	329,100	428,100
	17	190,100	210,800	299,800	331,100	429,300
	18	192,700	212,400	302,200	333,300	430,600
	19	195,200	214,100	304,700	335,400	431,800
	20	197,700	215,700	307,400	337,400	433,100
	21	200,200	217,500	309,600	339,600	434,200
	22	201,900	219,400	312,000	341,500	435,400
	23	203,600	221,300	314,200	343,700	436,700
	24	205,300	223,200	316,800	345,800	438,000
	25	206,800	224,700	319,400	347,500	439,300
	26	208,200	226,700	321,700	349,300	440,500
	27	209,800	228,700	323,900	351,200	441,500
	28	211,300	230,700	326,000	353,100	442,600
	29	213,000	232,500	328,200	354,900	443,800
	30	214,700	235,200	329,900	356,700	444,600
	31	216,400	237,900	332,000	358,400	445,400
	32	218,100	240,600	334,000	360,300	446,300
	33	219,400	243,200	335,800	361,600	447,200
	34	221,100	246,000	337,900	363,300	447,700
	35	222,800	248,600	340,000	364,800	448,200
	36	224,500	251,300	342,000	366,600	448,700
	37	225,900	253,800	344,000	368,500	449,200
	38	227,600	256,200	345,900	370,000	449,700
	39	229,300	258,700	347,900	371,300	450,200

	133	323,500	413,200			
	134	323,700	413,500			
	135	323,900	413,800			
	136	324,200	414,000			
	137	324,500	414,200			
	138	324,700	414,500			
	139	325,000	414,800			
	140	325,300	415,000			
	141	325,500	415,200			
	142	325,700	415,500			
	143	326,000	415,800			
	144	326,200	416,000			
	145	326,500	416,200			
	146	326,700	416,500			
	147	327,000	416,800			
	148	327,300	417,000			
	149	327,500	417,200			
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用 学校職 員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

86	288,100	355,700	406,000	420,300	40	231,000	261,000	349,800	372,900	450,700
87	288,800	357,200	406,700	420,700	41	232,600	263,600	351,300	374,000	451,200
88	289,800	358,700	407,400	421,000	42	234,300	266,000	353,100	375,400	451,700
89	290,800	360,000	408,000	421,300	43	235,900	268,200	354,700	376,800	452,200
90	291,700	361,300	408,700	421,600	44	237,500	270,400	356,400	378,300	452,700
91	292,600	362,700	409,200	421,900	45	239,200	272,500	358,200	379,700	453,200
92	293,400	364,100	409,900	422,100	46	240,700	274,700	359,900	381,300	453,700
93	293,700	365,600	410,300	422,300	47	242,000	276,900	361,200	382,900	454,200
94	294,400	366,900	410,700	422,600	48	243,400	278,800	362,800	384,400	454,700
95	295,100	368,200	411,000	422,900	49	244,600	281,100	364,000	385,800	455,200
96	295,900	369,400	411,300	423,100	50	246,000	283,000	365,500	387,300	455,700
97	296,700	370,400	411,600	423,300	51	247,400	284,900	367,100	388,800	456,200
98	297,500	371,400	411,900	423,600	52	248,600	286,900	368,700	390,200	456,700
99	298,300	372,400	412,200	423,900	53	249,700	288,600	370,100	391,400	457,200
100	299,000	373,400	412,400	424,100	54	251,100	290,900	371,600	392,700	
101	299,900	374,300	412,600	424,300	55	252,300	293,200	373,100	393,800	
102	300,400	375,300	412,900	424,600	56	253,300	295,700	374,600	394,900	
103	300,900	376,300	413,200	424,900	57	254,500	297,700	376,100	396,300	
104	301,400	377,300	413,400	425,100	58	255,700	300,100	377,500	397,500	
105	301,600	378,100	413,600	425,300	59	256,800	302,300	378,900	398,700	
106	302,000	379,000	413,900	425,600	60	258,000	304,900	380,200	400,000	
107	302,300	379,900	414,200	425,900	61	259,400	307,200	381,100	401,200	
108	302,500	380,900	414,400	426,100	62	260,200	309,600	382,300	402,200	
109	302,700	381,700	414,600	426,300	63	261,400	311,900	383,500	403,600	
110	302,900	382,700	414,900	426,600	64	262,300	314,100	384,600	404,900	
111	303,200	383,700	415,200	426,900	65	263,300	316,300	385,500	406,100	
112	303,500	384,700	415,400	427,100	66	264,700	318,300	386,700	407,200	
113	303,700	385,300	415,600	427,300	67	265,800	320,300	387,700	408,400	
114	303,900	386,200	415,900	427,600	68	267,100	322,300	388,800	409,500	
115	304,100	387,100	416,200	427,900	69	268,700	324,200	390,000	410,500	
116	304,400	388,000	416,400	428,100	70	270,200	326,300	391,000	411,700	
117	304,700	388,800	416,600	428,300	71	271,500	328,400	392,100	412,900	
118	305,000	389,500			72	272,900	330,400	393,300	414,100	
119	305,300	390,300			73	273,900	332,500	394,300	414,700	
120	305,600	391,100			74	274,900	334,600	395,400	415,500	
121	305,800	391,700			75	276,100	336,800	396,500	416,200	
122	306,000	392,500			76	277,100	339,000	397,600	416,700	
123	306,200	393,200			77	278,300	340,700	398,500	417,000	
124	306,500	393,900			78	279,400	342,600	399,400	417,400	
125	306,800	394,500			79	280,600	344,300	400,400	417,800	
126		395,200			80	281,800	346,100	401,400	418,200	
127		395,700			81	283,000	347,900	402,200	418,500	
128		396,300			82	283,900	349,700	403,000	418,900	
129		397,000			83	285,100	351,100	403,700	419,300	
130		397,600			84	286,300	352,900	404,500	419,600	
131		398,100			85	287,200	354,100	405,200	419,900	
132		398,600								

再任用  
学校職  
員以外  
の学校  
職員

別表第3（第5条関係）

学校栄養職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400

133			398,900			
134			399,200			
135			399,500			
136			399,800			
137			400,100			
138			400,400			
139			400,700			
140			401,000			
141			401,300			
142			401,600			
143			401,900			
144			402,200			
145			402,400			
146			402,700			
147			403,000			
148			403,200			
149			403,400			
150			403,700			
151			404,000			
152			404,200			
153			404,400			
154			404,700			
155			405,000			
156			405,200			
157			405,400			
158			405,700			
159			406,000			
160			406,200			
161			406,400			
再任用 学校職 員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

	86		289,500	325,400	346,300	
	87		289,700	325,600	346,600	
	88		289,900	326,000	346,900	
	89		290,300	326,400	347,300	
	90		290,500	326,800	347,600	
	91		290,700	327,200	348,000	
	92		290,900	327,600	348,300	
	93		291,300	327,900	348,700	
	94		291,500	328,100	349,000	
	95		291,700	328,500	349,300	
	96		292,000	328,800	349,600	
	97		292,400	329,000	349,900	
	98		292,700	329,300	350,300	
	99		292,900	329,600	350,700	
	100		293,200	329,900	351,100	
	101		293,500	330,100	351,600	
	102		293,700	330,400	352,000	
	103		293,900	330,800	352,400	
	104		294,200	331,000	352,800	
	105		294,500	331,200	353,300	
	106			331,400		
	107			331,800		
	108			332,000		
	109			332,200		
	110			332,600		
	111			333,000		
	112			333,400		
	113			333,600		
再任用 学校職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400
	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600
	44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800
	45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000
	46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800
	47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000
	48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100
	49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100
	50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100
	51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100
	52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100
	53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900
	54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700
	55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600
再任用 学校職員以外 の学校 職員	56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500
	57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000
	58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800
	59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600
	60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400
	61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800
	62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500
	63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200
	64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900
	65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300
	66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900
	67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600
	68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200
	69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600
	70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100
	71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600
	72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100
	73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700
	74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200
	75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400
	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400
	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000
	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400

	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
再任用	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
学校職	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
員以外	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
の学校	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
職員	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200

別表第4（第5条関係）

## 事務職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400

86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				
122		303,300				
123		303,600				
124		303,900				
125		304,200				
再任用 学校職 員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

## 第二条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「給料」の下に「（給料の調整額（第七条の規定により調整する給料の額をいう。以下この項において同じ。）を除く。）の月額と給料の調整額」を、「合計額」の下に「に八・三分の十（第二号に掲げる教育委員会規則で定める地域及び公署に在勤する職員にあつては、十一・三分の十三）を乗じて得た額との合計額」を加え、同項第一号中「百分の十」を「百分の八・三」に改め、同項第二号中「百分の十三」を「百分の十一・三」に改める。

第九条の六第一項各号中「一万二千元」を「一万六千元」に改め、同条第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号イ中「二万三千元」を「二万七千元」に、「一万二千元」を「一万六千元」に改め、同号ロ中「二万三千元」を「二万七千元」に、「一万六千元」を「一万七千元」に改める。

第十二条の五第二項第一号中「百分の九十七・五」を「百分の九十五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百十五」に改める。

別表第一の備考を次のように改める。

### 備考

- 1 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額（その職務の級が3級である職員については、備考1の額を加算した額）に100分の10

1. 571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第二の備考を次のように改める。

備考

1 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に7, 500円をそれぞれ加算する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額（その職務の級が3級である職員については、備考1の額を加算した額）に100分の10

1. 571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第三及び別表第四に備考として次のように加える。

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の10

1. 571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第三条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年埼玉県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 前項第三号の規定により教職調整額を給料とみなす場合における前条第一項の給料月額については、給与条例別表第一教育職給料表(一)の備考2又は別表第二教育職給料表(二)の備考2の規定を適用しないものとする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条並びに附則第五項の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（学校職員の給与に関する条例（以下この項、附則第四項及び第五項において「給与条例」という。）第十二条の五第二項第一号の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は平成三十一年四月一日から、第一条の規定による改正後の給与条例第十二条の五第二項第一号の規定は令和元年十二月一日から適用する。

（改定日前の異動者の号給の調整）

3 平成三十一年四月一日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を異にして異動した学校職員及び埼玉県教育委員会（以下この項、附則第六項

及び第七項において「教育委員会」という。)の定めるこれに準ずる学校職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 第一条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

5 第二条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の給与条例第九条の六の規定により支給されていた住居手当の月額が二千円を超える学校職員その他埼玉県教育委員会規則(以下この項において「教育委員会規則」という。)で定める学校職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(教育委員会規則で定める学校職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和三年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の給与条例第九条の六の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額。第二号において「旧手当額」という。)から二千円を控除した額の住居手当を支給する。

一 第二条の規定による改正後の給与条例第九条の六第一項各号のいずれにも該当しないこととなる学校職員

二 旧手当額から第二条の規定による改正後の給与条例第九条の六第二項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が二千円を超えることとなる学校職員

(教育委員会への委任)

6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(人事委員会との協議)

7 この条例に基づき教育委員会が定める事項については、あらかじめ埼玉県人事委員会と協議するものとする。

(学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

8 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年埼玉県条例



第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項の見出し中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

## 規則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第二十六号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年埼玉県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第四条第二項又は第三項」を「第四条第三項」に、「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類及び写真（申請前六箇月以内に脱帽で正面から上半身を無背景で撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの大きさのものであつて、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものに限る。第四条の二第二項及び第五条第一項において「二級建築士等免許証用写真」という。）を「次に掲げる書類（同条第四項第一号に該当する者及び同項第三号に該当する者のうち同項第一号に該当する者と同等以上の知識及び技能を有するものと知事が認める者にあつては、第四号に掲げる書類を除く。）（その書類を得られない正当な事由がある場合には、これに代わる適当な書類）」に、「知事」を「、知事」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第二十六条第一項の規定により知事に提出した同項第一号に掲げる書類又は同条第二項の規定により法第十五条の六第一項の知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に提出した書類に記載された内容と第一号様式による免許申請書に記載された内容が同一であるときは第三号に掲げる書類を、第二十六条第一項の規定により知事に提出した同項第二号に掲げる書類又は同条第二項の規定により指定試験機関に提出した書類に記載された内容と第一号様式による免許申請書に記載された内容が法第五条第一項に規定する二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）への登録の要件を有すると認められるときは第四号に掲げる書類を添えることを要しない。

一 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類  
二 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類

三 次のいずれかに掲げる書類

イ 法第四条第四項第一号又は第二号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書

ロ 知事が別に定める法第四条第四項第三号に該当する者の基準に適合する者

にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ハ 法第四条第四項第三号に該当する者のうち、口に掲げる者以外のものにあつては、同項第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

四 第一号の二様式の実務経歴書及び第一号の三様式の実務経歴証明書

第一条第二項中「前項の場合において、法第四条第三項」を「法第四条第五項」に、「前項の免許申請書に」を「第一号様式による免許申請書に前項第一号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合にあつては、これに代わる適当な書類）及び」に、「添え」を「添えて、知事に提出し」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の免許申請書には、申請前六月以内に無帽で正面から上半身が無背景で撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの大きさの写真であつて、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（第四条の二第二項及び第五条第一項において「二級建築士等免許証用写真」という。）を貼付しなければならない。

第二条第一項中「法第五条第一項に規定する二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）」を「名簿」に改める。

第十六条第三項第二号中「物（」の下に「第十九条第二項第二号及び」を加える。

第十九条第三号中「合格者一覧表」を「添付書類」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法

第二十二条第一項中「、「知事」を「、「添えて、知事」に、「指定登録機関（」を「添えて、指定登録機関（」に、「同じ。）」と、同条第二項中「免許申請書」を「同じ。）」と、同条第二項中「第一号様式による免許申請書」に、「第十九条」を「第十九条第一項」に改め、同条第二項中「第一条の二」を「第一条の三」に改める。

第二十四条第一項中「その申請により、学科の試験に合格した二級建築士試験又

は木造建築士試験」を「学科の試験に合格した二級建築士試験又は木造建築士試験（以下この条において「学科合格試験」という。）」に、「二回の二級建築士試験又は木造建築士試験」を「四回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうち二回（学科合格試験の前条第二項に規定する設計製図の試験を受けなかった場合においては、三回）」に改め、同条第二項を削る。

第二十六条第一項中「同条第三号」を「同条第二号」に、「第二十四条第一項の申請をする」を「第二十四条の規定により学科の試験が免除される」に改め、同項第一号イ中「第十五条第一号又は第二号」を「第十五条第一号」に、「当該各号」を「同号」に改め、同号ロ中「第十五条第三号」を「第十五条第二号」に改め、同号ハ中「イ及びロ」を「法第十五条第二号に該当する者のうち、ロ」に、「法第十五条第四号」を「同条第三号」に、「同条第三号の規定により同条第一号又は第二号」を「同条第一号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第一号の二様式の実務経歴書及び第一号の三様式の実務経歴証明書

第三十六条第二項中「合格者一覧表」の下に「、第二十六条第一項第一号及び第二号に掲げる書類並びに同条第二項の規定により指定試験機関が定める受験申込書」を加える。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第1条関係）

二級  
木造 建築士免許申請書

私は、二級木造建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添え、申請します。

なお、下記記載事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

年 月 日

氏 名 ㊟

(宛先) 埼玉県知事

記

ふりがな氏名		性	男	写 真 縦4.5cm 横3.5cm
生年月日	年 月 日生	別	女	
本 籍				
現 住 所				
試 験	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した年			年
	合 格 通 知 書 日 付		年 月 日	
	合 格 番 号		第 号	
登録申請区分	1 学歴のみ <input type="checkbox"/> 2 学歴及び実務 <input type="checkbox"/> 3 実務のみ <input type="checkbox"/> 4 建築設備士 <input type="checkbox"/> 5 建築士法第4条第5項 <input type="checkbox"/>			
1 学歴のみにより申請する場合	学 校 名	学 部 名 ・ 学 科 名	入 学 ・ 卒 業 ( 修 了 ) 年 月	
			年 月入学 年 月卒業 (修了)	
			年 月入学 年 月卒業 (修了)	
2 学歴及び実務により申請する場合	学 校 名	学 部 名 ・ 学 科 名	入 学 ・ 卒 業 ( 修 了 ) 年 月	建 築 実 務 経 験 期 間 の 合 計  年 月
			年 月入学 年 月卒業 (修了)	
			年 月入学 年 月卒業 (修了)	
3 実務のみにより申請する場合	建 築 実 務 経 験 期 間 の 合 計			
	年 月			

4 建築設備士 により申請 する場合	建築設備士登録番号・登録年月日			
	第 号 ・ 年 月 日			
5 建築士法 第五項より申 請する場合	免許名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日
			年 月 日	年 月 日
欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑（ あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受け ることがなくなつた日		ある□ ない□ 年 月 日	
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に 関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑（ あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受け ることがなくなつた日		ある□ ない□ 年 月 日	
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項 の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築 士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日		ある□ ない□ 年 月 日	
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止 の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条 第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士 又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、そ の停止の期間		ある□ ない□ 年 月 日から 年 月 日まで	
	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築 士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断 及び意思疎通を適切に行うことができない状態です か。		はい□ いいえ□	
※審査				
※登録番号	第 号	※登録年月日	年 月 日	※受付番号 受付年月日
				第 号 年 月 日

注意事項 1 数字は、算用数字を用い、<sup>二級</sup>木造及び性別欄は該当する方を○で囲んでくだ  
さい。

2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

3 □のある欄は、該当する□の中にレ印をつけてください。

4 ※の欄は、記入しないでください。

5 この申請書を提出する際に、合格通知書を提示してください。

第一号様式の次に次の二様式を加える。

第1号の2様式（第1条関係）

実務経歴書

私は、<sup>二級</sup>木造建築士の試験（免許）を受けたいので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せてこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを第三者が確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。

なお、下記記載事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

年 月 日

氏 名 ⑩

(宛先)

埼玉県知事

記

勤 務 先 等			
勤務先（部課名まで）		所在地（番地まで）	在 職 期 間 の 合 計
			年 月～ 年 月 年 か月
在 職 期 間		地位職名	建 築 実 務 の 内 容 ( 建 築 士 法 施 行 規 則 第 1 条 の 2 )
年月～ 年月	年月数		
建 築 実 務 の 詳 細			建 築 実 務 経 験 期 間 の 合 計
			年 月 年 か月
1	対象物件の名称等	対象物件の 所 在 地	建 築 実 務 経 験 期 間
			年 月～ 年 月 年 か月
	実 務 経 験 の 対 象 と な る 業 務 の 内 容 ( でき る だ け 具 体 的 に 用 途 ・ 構 造 ・ 規 模 ・ 担 当 業 務 等 )		



2	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年 月～ 年 月	年 か月
	実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)			
3	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年 月～ 年 月	年 か月
	実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)			
※経由機関記載欄		※指定登録機関記載欄		

- 注意事項
- 1 数字は、算用数字を用い、<sup>二級</sup>木造欄は該当する方を○で囲んでください。
  - 2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
  - 3 この実務経歴書は、勤務先（自営業を含む。）ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について受験又は登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。
  - 4 記載内容に不備があつた場合又は疑義が生じた場合には、再提出や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。
  - 5 虚偽の実務経歴を記載した場合には、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。
  - 6 ※の欄は、記入しないでください。

第1号の3様式（第1条関係）

実務経歴証明書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

証明者  ④

住所・所在地

電話番号

申請者との関係

下記の者が申請した<sup>二級</sup>木造建築士の受験申込書（免許申請書）に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

1 申請者氏名

2 建築実務経験

建築実務経験期間の合計： 年 月

建築実務の内容：

- 備考
- 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成してください。
  - 2 <sup>二級</sup>木造欄は該当する方を○で囲んでください。
  - 3 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認して記載してください。
  - 4 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。

第五号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験（次項において「二級建築士試験等」という。）に合格した者に対する改正後の建築士法施行細則第一条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日前に行われた直近二回の二級建築士試験等のうちいずれかの二級建築士試験等の学科の試験に合格した者に対する改正後の建築士法施行細則第二十四条の規定の適用については、なお従前の例による。

## 規則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第二十七号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第六条第十号」の下に「及び第十五号」を加える。

第六条に次の一号を加える。

十五 現に同居し、又は同居しようとする親族がない六十五歳以上の者

第七条第一項中「条例第十三条第二項又は」を削り、同条第四項中「同号の連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）」を「緊急時等連絡先」に改め、「及び源泉徴収票、所得証明書その他収入の額を証する書類」を削る。

第十条（見出しを含む。）中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改める。

第十条の二から第十条の七までを削る。

第十一条中「第十三条第六項」を「第十三条第五項」に改める。

第十二条の見出し中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改め、同条第一項中「連帯保証人の」を「緊急時等連絡先の」に、「県営住宅連帯保証人変更承認申請書」を「県営住宅緊急時等連絡先変更承認申請書」に改め、同条第二項中「県営住宅連帯保証人変更承認申請書」を「県営住宅緊急時等連絡先と」に改め、「及び源泉徴収票、所得証明書その他収入の額を証する書類」を削り、同条第三項中「県営住宅連帯保証人変更承認申請書」を「県営住宅緊急時等連絡先変更承認申請書」に改める。

第十三条の三第一号中「及び第三号」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「地位承継承認に条例第十六条第五項」を「条例第十六条第二項の承認に同条第四項」に改め、同条を同条第二号とする。

第十三条の六第一項中「第十条の五第一号」を「第一号」に、「次の各号」を「第二号から第四号まで」に改め、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 次のいずれにも該当しないこと。

イ その他の収入が条例第六条第一項第二号イからハまでに掲げる場合に応じ、当該イからハまでに掲げる金額を超えることとなるとき。

ロ 条例第六条第一項第五号に規定する金銭を滞納しているとき。

ハ 条例第二十九条の二第一項の規定による認定を受けているとき。

ニ 条例第四十三条第四項各号のいずれかに該当するとき。

第十三条の六第二項中「第十三条の六第一項第二号」を「第十三条の六第一項第三号」に、「第十三条の六第一項第三号」を「第十三条の六第一項第四号」に改める。

第十四条第一項中「特例地位承継承認有効期間又は」を削り、同条第三項中「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおり」を「次に掲げるもの」に改め、同項各号を次に改める。

一 入居権利者の死亡又は退去の事実を証する書類

二 第五条第一項第二号及び第四号に掲げる書類

三 条例第十六条第二項第一号の緊急時等連絡先（以下「地位承継緊急時等連絡先」という。）の印鑑証明書

四 その他知事が必要と認める書類

第十四条の二の二の見出し中「地位承継連帯保証人」を「地位承継緊急時等連絡先」に改める。

第十四条の二の三から第十四条の二の六までを次のように改める。

第十四条の二の三から第十四条の二の六まで 削除

第十四条の二の七中「第十六条第五項」を「第十六条第四項」に改める。

第十四条の二の八中「第十六条第五項」を「第十六条第四項」に改め、同条第一号ロ(3)中「又は特例入居承認有効期間」を削り、同号ロ(3)中「又は特例地位承継承認有効期間」を削る。

第十四条の二の十中「特例地位承継承認有効期間又は」を削る。

第十四条の二の十一中「第十六条第六項」を「第十六条第五項」に、「第十条の五第一号」を「第十三条の六第一項第一号」に改める。

第十四条の二の十二中「第十六条第六項」を「第十六条第五項」に改め、同条第一号イ(2)(3)を次のように改める。

(三) 当該県営住宅の建替え等の予定を勘案して知事が定める日までの期間（以下「建替移行期間」という。）

第十四条の二の十三第一項第二号中「県営住宅連帯保証人に関する報告書」を「県営住宅緊急時等連絡先に関する報告書」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、条例第十六条第五項において準用する条例第十六条の二第三項の規定により地位承継承認有効期間を延長しようとするときは、当該期限付地位承継者に対し、様式第七号の五の県営住宅の入居承認有効期間等の延長に関する説明書を交付するものとする。

第十四条の二の十三に次の一項を加える。

3 知事は、条例第十六条第五項において準用する条例第十六条の二第三項の規定により地位承継承認有効期間を延長することとしたときは、当該期限付地位承継者に対し、様式第七号の六の県営住宅入居承認有効期間等延長通知書を交付するものとする。

第十四条の二の十四第一項第一号イ中「条例第十三条第一項に規定する入居申込者（以下この項及び次条において「入居申込者」という。）」を「入居申込者」に改める。

第十四条の五中「第十条の五第一号」を「第十三条の六第一項第一号」に改め、同条第一号イ中「病気等の事情」を「入居権利者の病気その他知事がやむを得ないと認める事情（次号イ及び第三号において「病気等の事情」という。）」に改め、同条第二号中「第十四条の二の十四第一項第一号ロ」の下に「及び第二号」を加え、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五号中「から第三号まで」を「又は第二号」に改め、同号を同条第四号とする。

第十四条の六第一号ロを次のように改める。

ロ 病気等の事情が解消するまでに必要な期間（次号ハ及び第三号ロにおいて「療養等に要する期間」という。）

第十四条の六第三号を削り、同条第四号中「前条第四号」を「前条第三号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「前条第五号」を「前条第四号」に、「から第三号まで」を「及び第二号」に改め、同号を同条第四号とする。

第十四条の七第一項第三号中「県営住宅連帯保証人に関する報告書」を「県営住宅緊急時等連絡先に関する報告書」に改める。

第二十八条中「、第十条の三から第十条の五まで、第十条の七」及び「、第十四条の二の四」を削り、「第十四条の二の十三第一項」を「第十四条の二の十三」に改める。

様式第二号及び様式第三号中

男・女  
を

に改める。

様式第五号の二中

「第13条第3項において準用する第16条の2第3項」  
「第16条の2第3項」

を「第16条の2第3項」に改める。

様式第六号及び様式第六号の二を次のように改める。

様式第6号（第7条、第14条関係）

（表面）

入力区分	所管	受付番号	団地コード	住宅コード	入居年月日	区分	印鑑証明	入居請け書
A22	W							

埼玉県県営住宅入居請け書

（宛先）

埼玉県知事

（市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長）

年 月 日

入居権利者	フリガナ							印鑑
	氏名							
	住所	都・道 府・県	区 市・郡	町・村				
	自宅電話番号			携帯電話番号				
緊急時等連絡先	フリガナ							登録 印鑑
	氏名							
	入居権利者との関係				続柄コード			
	自宅電話番号			郵便番号				
	携帯電話番号							
	住所	都・道 府・県	区 市・郡	町・村				
	勤務先電話番号							
勤務先名称								

1 県営住宅の入居（入居権利者の地位の承継）の承認を受けたいので、提出します。なお、別記（裏面）1から7までの事項その他埼玉県県営住宅条例及び埼玉県県営住宅条例施行規則に規定された事項を厳守し、誠実に履行することを誓約します。

(1) 所在地

(2) 県営住宅の名称及び住宅番号 県営.....住宅.....号棟.....号室.....

(3) 家賃（月額）.....円。ただし、家賃の変更があつたときは、その額。

2 緊急時等連絡先（緊急時等に連絡をとることができる者をいう。以下同じ。）の個人情報については、入居権利者が責任をもって緊急時等連絡先から提供の同意を得ます。

3 緊急時等連絡先は、別記（裏面）7記載のとおり、情報の提供を受けたときは、誠実に対応するよう努めます。

備考 1 緊急時等連絡先の印鑑証明書を添付すること。

2 続柄コードは（子21、子の配偶者31、父41、母42、義父45、義母46、祖父51、祖母52、配偶者の祖父53、配偶者の祖母54、孫55、兄61、弟62、姉63、妹64、義兄65、義弟66、義姉67、義妹68、おじ71、おば72、おい73、めい74、いとこ75、上司81、同僚82、友人83、その他99）とする。

(裏面)

別記

- 1 入居者(県営住宅に入居後の入居権利者をいう。以下同じ。)は、家賃を毎月末日(月の途中で明け渡す場合は、明け渡す日)までに納付します。
- 2 入居者は、毎年度、別に定める期日までに、収入を申告します。
- 3 入居者は、次のことを行おうとするときは、知事(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)の承認を受けます。
  - (1) 入居の際に同居した親族以外の人を同居させるとき。
  - (2) 名義人が死亡し、又は退去した後、残された親族が引き続き住宅に住もうとするとき。
  - (3) 緊急時等連絡先を変更しようとするとき。
  - (4) 住宅の様様替え等を行おうとするとき。
  - (5) 住宅の一部を住宅以外の目的に使用するとき。
- 4 入居者は、次の事由が生じたときは、知事(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)に届け出ます。
  - (1) 同居者に異動があつたとき。
  - (2) 住宅を引き続き15日以上使用しないとき。
  - (3) 住宅を明け渡そうとするとき。
- 5 入居者は、埼玉県県営住宅条例第29条の2第2項、第35条第1項又は第43条第1項若しくは第4項の規定により明渡しの請求を受けたときは、明渡しに伴う一切の費用を負担の上、住宅を明け渡します。

(明渡し請求を受けることとなる事例)

  - (1) 不正な行為により入居したとき。
  - (2) 家賃を3か月以上滞納したとき。
  - (3) 住宅や共同施設を故意に壊したとき。
  - (4) 埼玉県県営住宅条例に基づき、知事(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)から高額所得者と認定されたとき。
  - (5) 正当な理由がないのに引き続き15日以上住宅を使用しなかつたとき。
  - (6) 他の県営住宅に入居している者に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
  - (7) 入居者又は同居者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であることが判明したとき。
  - (8) その他埼玉県県営住宅条例又は当該条例に基づく知事(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)の指示に違反したとき。
  - (9) 住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡したとき。
- 6 入居者は、正当な事由なしに無断で家財道具等を放置して住宅を退去したときは、家財道具等を処分されても異議ありません。
- 7 入居者は、県営住宅の適正な管理のため、次の場合には知事(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)が、緊急時等連絡先に対して当該入居者の個人情報を提供することに同意します。
  - (1) 入居者が死亡する等、緊急に連絡をとる必要が生じたとき。
  - (2) 入居者が、他の県営住宅に入居している者に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
  - (3) 入居者が、家賃を滞納したとき。
  - (4) 入居者が、住宅の明渡しに伴う一切の費用を支払わなかつたとき。
  - (5) 入居者と意思疎通を図ることが困難であると認めるとき。
  - (6) その他入居者の行為に基づき県に損害を与えたとき。



様式第6号の2（第7条、第14条関係）

(表面)

入力区分	所管	受付番号	団地コード	住宅コード	入居年月日	区分	印鑑証明	入居請け書
A22	W							

埼玉県県営住宅期限付入居請け書

(宛先)

埼玉県知事

(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)

年 月 日

入居権利者	フリガナ							印鑑
	氏名							
	住所	都・道 府・県		区 市・郡		町・村		
	自宅電話番号			携帯電話番号				
緊急時等連絡先	フリガナ							登録 印鑑
	氏名							
	入居権利者との関係			続柄コード				
	自宅電話番号			郵便番号				
	携帯電話番号							
	住所	都・道 府・県		区 市・郡		町・村		
	勤務先電話番号							
勤務先名称								

1 県営住宅の入居（入居権利者の地位の承継）の承認を受けたいので、提出します。なお、別記（裏面）1から8までの事項その他埼玉県県営住宅条例及び埼玉県県営住宅条例施行規則に規定された事項を厳守し、誠実に履行することを誓約します。

(1) 所在地

(2) 県営住宅の名称及び住宅番号 県営.....住宅.....号棟.....号室.....

(3) 家賃（月額） 円。ただし、家賃の変更があつたときは、その額。

(4) 入居承認有効期間（地位承継承認有効期間） 年 月 日から 年 月 日まで。ただし、入居承認有効期間（地位承継承認有効期間）の延長があつたときは、延長後の期間の末日まで。

2 緊急時等連絡先（緊急時等に連絡をとることができる者をいう。以下同じ。）の個人情報については、入居権利者が責任をもって緊急時等連絡先から提供の同意を得ます。

3 緊急時等連絡先は、別記（裏面）8記載のとおり、情報の提供を受けたときは、誠実に対応するよう努めます。

備考 1 緊急時等連絡先の印鑑証明書を添付すること。

2 続柄コードは（子21、子の配偶者31、父41、母42、義父45、義母46、祖父51、祖母52、配偶者の祖父53、配偶者の祖母54、孫55、兄61、弟62、姉63、妹64、義兄65、義弟66、義姉67、義妹68、おじ71、おば72、おい73、めい74、いとこ75、上司81、同僚82、友人83、その他99）とする。

(裏面)

別記

- 1 入居者（県営住宅に入居後の入居権利者をいう。以下同じ。）は、家賃を毎月末日（月の途中で明け渡す場合は、明け渡す日）までに納付します。
- 2 入居者は、毎年度、別に定める期日までに、収入を申告します。
- 3 入居承認の有効期間が満了する日までに、必ず住宅を明け渡します。
- 4 入居者は、次のことを行おうとするときは、知事（市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長）の承認を受けます。
  - (1) 入居の際に同居した親族以外の人を同居させるとき。
  - (2) 名義人が死亡し、又は退去した後、残された親族が引き続き住宅に住もうとするとき。
  - (3) 緊急時等連絡先を変更しようとするとき。
  - (4) 住宅の模様替え等をしようとするとき。
  - (5) 住宅の一部を住宅以外の目的に使用するとき。
- 5 入居者は、次の事由が生じたときは、知事（市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長）に届け出ます。
  - (1) 同居者に異動があつたとき。
  - (2) 住宅を引き続き15日以上使用しないとき。
  - (3) 住宅を明け渡そうとするとき。
- 6 入居者は、埼玉県県営住宅条例第29条の2第2項、第35条第1項又は第43条第1項若しくは第4項の規定により明渡しの請求を受けたときは、明渡しに伴う一切の費用を負担の上、住宅を明け渡します。

（明渡し請求を受けることとなる事例）

  - (1) 不正な行為により入居したとき。
  - (2) 家賃を3か月以上滞納したとき。
  - (3) 住宅や共同施設を故意に壊したとき。
  - (4) 埼玉県県営住宅条例に基づき、知事（市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長）から高額所得者と認定されたとき。
  - (5) 正当な理由がないのに引き続き15日以上住宅を使用しなかつたとき。
  - (6) 他の県営住宅に入居している者に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
  - (7) 入居者又は同居者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であることが判明したとき。
  - (8) その他埼玉県県営住宅条例又は当該条例に基づく知事（市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長）の指示に違反したとき。
  - (9) 住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡したとき。
- 7 入居者は、正当な事由なしに無断で家財道具等を放置して住宅を退去したときは、家財道具等を処分されても異議ありません。
- 8 入居者は、県営住宅の適正な管理のため、次の場合には知事（市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長）が、緊急時等連絡先に対して当該入居者の個人情報を提供することに同意します。
  - (1) 入居者が死亡する等、緊急に連絡をとる必要が生じたとき。
  - (2) 入居者が、他の県営住宅に入居している者に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
  - (3) 入居者が、家賃を滞納したとき。
  - (4) 入居者が、住宅の明渡しに伴う一切の費用を支払わなかつたとき。
  - (5) 入居者と意思疎通を図ることが困難であると認めるとき。
  - (6) その他入居者の行為に基づき県に損害を与えたとき。

繼承人の中に「連帯保証人」や「緊急時等連絡先」及び「あて先」や「宛先」は  
ある。

相続人が三人で「第10条の3、」及び「特例入居承認有効期間」及び「特  
例地位承認有効期間」がある。

相続人が三人で「第10条の4、」がある  
「第10条の4  
第14条の2の10  
第14条の4」  
] 又は 「

第14条の2の10  
第14条の4  
] 及び 「特例入居承認有効期間」及び「特例地位承  
認有効期間」がある。

相続人が四人で「第10条の7、」及び「特例入居承認有効期間」及び「特  
例地位承認有効期間」がある  
「第10条の7第1項  
第14条の2の6において準用する第10  
第14条の2の13第1項  
第14条の7第1項」  
] 及び 「

条の7第1項  
] 及び 「第14条の2の13第1項  
第14条の7第1項」  
] がある。

相続人が五人で「第10条の7、」及び「特例入居承認有効期間」及び「特  
例地位承認有効期間」がある。

相続人が六人で「第10条の7、」及び「特例入居承認有効期間」及び「特  
例地位承認有効期間」がある  
「第13条第3項  
第16条第4項  
第16条第6項」  
] において準用する条例  
第16条の2第3項

第16条の2第3項  
] 及び 「第16条第5項において準用する第16条の2第3  
第16条の2第3項」  
] がある。

相続人が六人で「あて先」及び「宛先」及び「第13条第6項」及び「第13条第5項」  
] がある。

に改める。

様式第九号を次のように改める。

様式第9号（第12条関係）

県営住宅緊急時等連絡先変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長）

県営住宅の名称 県営 住宅  
住宅番号 号棟 号室  
入居権利者

氏名 ㊟

住所

旧緊急時等連絡先

氏名 ㊟

住所

新緊急時等連絡先

氏名



下記のとおり緊急時等連絡先（緊急時等に連絡をとることができる者をいう。以下同じ。）を変更することについて承認を受けたいので、埼玉県県営住宅条例施行規則第12条第1項の規定により、関係書類を添付して申請します。

記

1 理由

2 新緊急時等連絡先の連絡先等

フリガナ	
氏名	
住所	(郵便番号 )
自宅電話番号	
携帯電話番号	
入居権利者との関係	
勤務先名称	
勤務先電話番号	

備考 新緊急時等連絡先の印鑑証明書を添付すること。

様式第十号中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改める。

「氏 名

様式第十三号及び様式第十三号の二中「氏 名」を「電話番号(自宅) 及び  
電話番号(携帯)」

とする。

様式第十四号の二中「(特例地位承継承認有効期間)」を「第16条第4  
項又は第6項」を「第16条第5項」に改める。

様式第十四号の三を次のように改める。

様式第14号の3（第14条の2の13、第14条の7関係）

県営住宅緊急時等連絡先に関する報告書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長）

県営住宅の名称 県営 住宅  
住宅番号 号棟 号室  
氏 名

埼玉県県営住宅条例（第16条第5項において準用する第16条の2第3項の規定  
第16条の2第3項の規定による入居承認有効期間  
による地位承継承認有効期間）の延長手続きをしたいので、緊急時等連絡先（緊急時等  
に連絡をとることができる者をいう。以下同じ。）（地位承継緊急時等連絡先）につ  
いて、下記のとおり報告します。

記

フリガナ		登録 印鑑
氏名		
住所	(郵便番号)	
自宅電話番号		
携帯電話番号		
入居権利者との関係		
勤務先名称		
勤務先電話番号		

備考 緊急時等連絡先（地位承継緊急時等連絡先）の印鑑証明書を添付すること。

様式第十五号中

名義人の自宅及び勤務先の電話番号		36
自宅	24	
勤務先	37	

を

名義人の	
自宅・携帯	24
勤務先	37

自宅・携帯及び勤務先の電話番号

	36
	49

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の埼玉県営住宅条例施行規則（第十四条の五、第十四条の六、様式第二号、様式第三号及び様式第十五号を除く。）の規定は、この規則の施行の日以後に入居の承認を受ける者又は入居権利者の地位の承継の承認を受ける者について適用し、同日前に入居の承認を受けた者又は入居権利者の地位の承継の承認を受けた者については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の埼玉県営住宅条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。



## 規 則

埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第二十八号

埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県特別県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、第十一条」を削り、同条第二項中「第十三条第六項」を「第十三条第五項」に改める。

第四条第二項中「条例第十三条第二項又は」及び「、同規則第十条の二各号列記以外の部分中「条例第十三条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第二項」と、同条第一号中「条例第十三条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第一項」と、同条第二号中「条例第十六条の二第二項第二号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条の二第二項第三号イ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第十四条の二第二項第三号イ」と、「条例第十六条第四項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項第一項において準用する条例第十六条第四項」と、同条第四号中「条例第十六条の二第二項第三号ロ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条の二第二項第三号ロ」と、同条第五号中「条例第十三条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第二項」と、「条例第五条第七号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項第一号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項第一号」と、同号ロの二第二項において準用する条例第十六条の二第二項第一号」と、「条例第十一条第六号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十一条第六号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第二項」と、同規則第十条の五中「条例第十三条第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第三項」と、同条第一号イ中「条例第六条第一項第二号イからハまで」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第六条第一項第二号イからハまで」と、



同規則第十三条の六第一項中「条例第十五条第五項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十五条第五項」と、同項第一号イ中「条例第六条第一項第二号イからハまで」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第六条第一項第二号イからハまで」と、同号ロ中「条例第六条第一項第五号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第六条第一項第五号」と、同号ハ中「条例第二十九条の二第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第二十九条の二第二項」と、同号ニ中「条例第四十三条第四項各号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第四十三条第四項各号」と、同条第二項中「条例第十五条第五項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十五条第五項」と及び「同規則第十四条の二の四中「条例第十六条第四項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条第四項」と、同条第一号イを削り、「中「条例第十六条第五項」を「中「条例第十六条第四項」に、「第十六条第五項」と、同条第一号イ」を「第十六条第四項」と、同条第一号イ」に、「第十六条第五項」と、同条第二号イ」を「第十六条第四項」と、同条第二号イ」に、「第十六条第六項」を「第十六条第五項」に改め、「と、「条例第十六条の二第二項第二号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条の二第二項第二号」との下に「同規則第十四条の二の十三第二項及び第三項中「条例第十六条第五項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十六条第五項」と」を加え、「同号イ中「条例第十三条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する条例第十三条第一項」と、「同号イ中」に、「第十一条第六号」と、同条第四号」を「第十一条第六号」と、同条第三号」に、「第十六条の二第二項第三号イ」と、同条第五号」を「第十六条の二第二項第三号イ」と、同条第四号」に改め、同条第三項中「第十条の三から第十条の五まで、第十条の七」及び「第十四条の二の四」を削り、「第十四条の二の十三第一項」を「第十四条の二の十三」に改める。

## 附 則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 改正後の埼玉県特別県営住宅条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に入居の承認を受ける者又は入居権利者の地位の承継の承認を受ける者について適用し、同日前に入居の承認を受けた者又は入居権利者の地位の承継の承認を受けた者については、なお従前の例による。

## 規 則

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第二十九号

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成六年埼玉県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「条例第十条第一項第一号に規定する連帯保証人（次条において「連帯保証人」という。）」を「緊急時等連絡先」に改め、「及び源泉徴収票、所得証明書その他の所得の額を証する書類」を削る。

第九条の見出し中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改め、同条第一項中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に、「次の要件を備えている者」を「行為能力者」に改め、各号を削り、同条第二項中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に、「その他連帯保証人」を「その他緊急時等連絡先」に、「連帯保証人を」を「緊急時等連絡先を」に、「特定公共賃貸住宅連帯保証人変更承認申請書」を「特定公共賃貸住宅緊急時等連絡先変更承認申請書」に改め、同条第三項及び第四項中「特定公共賃貸住宅連帯保証人変更承認申請書」を「特定公共賃貸住宅緊急時等連絡先変更承認申請書」に改める。

第十条及び第十六条第四項中「第十条第四項」を「第十条第五項」に改める。  
様式第五号及び様式第六号を次のように改める。

（表面）  
特定公共賃貸住宅入居請け書

第 年 月 日

（宛先）  
埼玉県知事  
（特定公共賃貸住宅指定管理者）

入居権利者	フリガナ				印鑑
	住 所	〒			
	フリガナ				
	氏 名				
	自 宅 電話番号		携 帯 電話番号		
緊急時等連絡先	フリガナ				登録 印鑑
	住 所	〒			
	フリガナ		入居権利者との関係		
	氏 名				
	自 宅 電話番号				
	携 帯 電話番号				
	勤 務 先 名 称				
	勤 務 先 電話番号				

1 年 月 日付け 第 号で下記のとおり特定公共賃貸住宅への入居（入居権利者の地位の承継）の承認を受けたので、提出します。

なお、別記（裏面）1から6までの事項その他埼玉県特定公共賃貸住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則に規定された事項を遵守し、誠実に履行することを誓約します。

記

(1) 所在地

(2) 名称及び住宅番号

住宅 号棟 号室

(3) 家賃

月額 円

2 緊急時等連絡先（緊急時等に連絡をとることができる者をいう。以下同じ。）の個人情報については、入居権利者が責任をもって緊急時等連絡先から提供の同意を得ます。

3 緊急時等連絡先は、別記（裏面）6記載のとおり、情報の提供を受けたときは、誠実に対応するよう努めます。

備考 緊急時等連絡先の印鑑登録証明書を添付すること。

(裏面)

別記

- 1 入居者（特定公共賃貸住宅に入居後の入居権利者をいう。以下同じ。）は、家賃を毎月末日（月の途中で明け渡す場合は、明け渡す日）までに納付します。
- 2 入居者は、次のことを行おうとするときは、知事（指定管理者）の承認を受けます。
  - (1) 入居の際に同居した親族以外の人を同居させるとき。
  - (2) 名義人が死亡し、又は退去した後、残された親族が引き続き住宅に住もうとするとき。
  - (3) 緊急時等連絡先を変更しようとするとき。
  - (4) 住宅の様様替え等をしようとするとき。
  - (5) 住宅の一部を住宅以外の目的に使用するとき。
- 3 入居者は、次の事由が生じたときは、知事（指定管理者）に届け出ます。
  - (1) 同居者に異動があったとき。
  - (2) 住宅を引き続き15日以上使用しないとき。
  - (3) 住宅を明け渡そうとするとき。
- 4 入居者は、埼玉県特定公共賃貸住宅条例第26条第1項の規定により明渡しの請求を受けたときは、明渡しに伴う一切の費用を負担の上、住宅を明け渡します。  
（明渡し請求を受けることとなる事例）
  - (1) 不正な行為により入居したとき。
  - (2) 家賃を3か月以上滞納したとき。
  - (3) 住宅や共同施設を故意に壊したとき。
  - (4) 正当な理由がないのに15日以上住宅を使用しなかったとき。
  - (5) 他の特定公共賃貸住宅に入居している者に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
  - (6) 入居者又は同居者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であることが判明したとき。
  - (7) その他埼玉県特定公共賃貸住宅条例又は当該条例に基づく知事（指定管理者）の指示に違反したとき。
  - (8) 住宅を知事（指定管理者）の承認を受けずに他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡したとき。
- 5 入居者は、正当な事由なしに無断で家財道具等を放置して住宅を退去したときは、家財道具等を処分されても異議ありません。
- 6 入居者は、特定公共賃貸住宅の適正な管理のため、次の場合には、知事（指定管理者）が緊急時等連絡先に対して当該入居者の個人情報を提供することに同意します。
  - (1) 入居者が死亡する等、緊急に連絡をとる必要が生じたとき。
  - (2) 入居者が、他の特定公共賃貸住宅に入居している者に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
  - (3) 入居者が、家賃を滞納したとき。
  - (4) 入居者が、住宅の明渡しに伴う一切の費用を支払わなかったとき。
  - (5) 入居者と意思疎通を図ることが困難であると認めるとき。
  - (6) その他入居者の行為に基づき県に損害を与えたとき。

様式第6号（第9条関係）

特定公共賃貸住宅緊急時等連絡先変更承認申請書

年 月 日

(宛先)  
埼玉県知事  
(特定公共賃貸住宅指定管理者)

特定公共賃貸住宅の名称	住宅
住宅番号	号棟 号室
入居権利者氏名	㊞
旧緊急時等連絡先	住 所 氏 名 ㊞
新緊急時等連絡先	住 所 フリガナ 氏 名 入居権利者との関係
	登録 印鑑
自宅電話番号	
携帯電話番号	
勤務先名称	
勤務先電話番号	

下記の理由により緊急時等連絡先（緊急時等に連絡をとることができる者をいう。以下同じ。）を変更することについて承認を受けたいので、埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則第9条第2項の規定により申請します。

記

申請理由

備考 新緊急時等連絡先の印鑑登録証明書を添付すること。



様式第七号中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改める。

様式第八号中「第10条第4項」を「第10条第5項」に改める。

「氏 名

様式第十二号中「あて先」を「宛先」に、「氏 名」を 電話番号（自宅）

電話番号（携帯）」

に改める。

様式第十七号中「あて先」を「宛先」に、

「	フーリガ	性	別	「	フーリガ	」
	氏	名	別		氏	
	-----	男・女	男・女		-----	
	-----	男・女	男・女		-----	
	-----	男・女	男・女		-----	
	-----	男・女	男・女		-----	

に改める。

上	名	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
---	---	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に入居の承認を受ける者又は入居権利者の地位の承継の承認を受ける者について適用し、同日前に入居の承認を受けた者又は入居権利者の地位の承継の承認を受けた者については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則第九条第二項の規定により連帯保証人の変更の承認を受けた場合は、当該連帯保証人は承認を受けた日の属する月の特定公共賃貸住宅の家賃額の六月分又は五十万円のいずれか低い金額を限度として、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行する責任を負うものとする。

4 この規則による改正前の埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

# 規則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

## 埼玉県教育委員会規則第六号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第十七イの表中

42
43
44
45
46
46
47
47
48

を

41
42
42
43
44
44
45
46
47

に

改める。

別表第十七ロの表中

46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51
52

を

45
46
46
46
47
47
47
48
48

48
49
50
51

に、

62
62
63
63
64
64
65
65
65
65
65

を

61
62
62
62
63
63
63
64
64
64

に、

66
----

66
66
66
66
66
67
67
67
67
67
67

を

65
65
65
65
65
66
66
66
66
66
66

に、

68
68
68
68
68
68
68
68
68
69

を

67
67
67
67
68
68
68
68
68

に改める。

別表第十七ハの表中

42
42
43
43
44
44
45
45
45
46
46
46
47
47

を

41
42
42
42
43
43
43
43
44

44
44
45
45
46
46

に改める。

## 附則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の学校職員の初任給、昇格、昇給等

の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 平成三十一年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

## 規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第七号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「百分の百八十五」を「百分の百九十五」に、「百分の二百二十五」を「百分の二百三十五」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

## 規 則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇二―

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九三―）の一部を次のように改正する。

第十四条中「百分の百八十五」を「百分の百九十五」に、「百分の二百二十五」を「百分の二百三十五」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十四条の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

# 規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

## 埼玉県人事委員会規則七―一〇二二

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二二）の一部を次のように改正する。

別表第七八の表中

38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
53
54
54
55

55
56
56
57
57
58
58
59
59
60
60
61
61
61
62
62
62
63
63

を

37
38
38
39
39
40
40
41
42
43
44
45

45
46
46
47
47
48
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
57
58
58
58
59
59
59
60
60
60
60
61
61
62
62

に、

26
26
27
27
28
28
29
29
29
30
30
31
31
32

を

25
26
26
26
27
27
27
28
28
28
29
30
31

に改め

る。

別表第七二の表中

26
27
28
28
28
29
29
29
29
29
29
29
30
30
30
31
31
31
31
31
31
32

を

25
26

26
27
27
28
28
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31

に改める。

別表第七ホの表中

42
42
43
43
44
44
45
45
45
46
46
46
47
47

を

41
42
42
42
43
43
43

44
44
44
45
45
46
46

に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の初任給規則」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

### (経過措置)

- 2 平成三十一年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給規則の規定による号給が改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「改正前の初任給規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給規則の規定にかかわらず、改正前の初任給規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に埼玉県人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

埼玉県訓令第三号

訓令

本庁  
地域機関

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令

(技能職員の給与等に関する規程の一部改正)

第一条 技能職員の給与等に関する規程(昭和四十四年埼玉県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
	29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
	30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
	32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
	34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
	35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
	36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400



80	217,600	257,200	289,100	315,100		37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
81	218,300	257,500	289,500	315,400		38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
82	218,600	257,800	289,900	315,700		39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
83	219,200	258,100	290,400	316,000		40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
84	219,900	258,400	290,900	316,300		41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
85	220,500	258,600	291,300	316,500		42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
86	220,900	258,800	291,900	316,900		43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
87	221,300	259,100	292,500	317,200		44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
88	222,000	259,400	293,100	317,400		45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
89	222,500	259,600	293,400	317,600		46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
90	223,000	259,800	293,900	317,900		47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
91	223,500	260,200	294,400	318,200		48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
92	223,900	260,400	294,800	318,500		49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
93	224,300	260,700	295,200	318,700		50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
94	224,700	261,100	295,700	319,000		51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
95	225,100	261,400	296,200	319,300		52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
96	225,400	261,700	296,700	319,500		53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
97	225,700	261,900	297,000	319,700		54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
98	226,200	262,200	297,400	320,000		55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
99	226,700	262,400	297,900	320,300		56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
100	227,200	262,700	298,400	320,500		57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
101	227,600	263,000	298,800	320,700		58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
102	228,100	263,200	299,200			59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
103	228,700	263,500	299,500			60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
104	229,300	263,800	299,800			61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
105	229,700	264,000	300,100			62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
106	230,200	264,200	300,500			63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
107	230,500	264,500	300,900			64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
108	230,900	264,700	301,300			65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
109	231,100	265,000	301,600			66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
110	231,500	265,300	302,000			67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
111	232,000	265,600	302,400			68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
112	232,400	265,800	302,700			69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
113	232,600	266,000	302,900			70	213,300	253,100	282,500	311,300	
114	233,100	266,300	303,200			71	213,600	253,500	283,300	311,800	
115	233,600	266,500	303,500			72	214,000	253,900	284,000	312,300	
116	234,100	266,700	303,700			73	214,200	254,100	284,800	312,600	
117	234,400	267,000	303,900			74	214,600	254,500	285,500	313,100	
118	234,800	267,300	304,200			75	215,100	255,000	286,300	313,600	
119	235,200	267,600	304,500			76	215,700	255,500	287,100	314,000	
120	235,600	267,900	304,700			77	215,900	255,800	287,700	314,200	
						78	216,600	256,200	288,200	314,500	
						79	217,100	256,700	288,700	314,800	

再任用  
職員以  
外の職  
員

121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			
再任用 職員	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

別表第四中

57
57
57
58
58
59
59
59
60
60
61
61
62
62
63

を

56
57
57
57
57
58
58
58
58
59
59
59
60
60
61

に、

46
47
48
49
49
50
50
51
51
52

を

45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
51

に、

改める。

第二条 技能職員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第一に備考として次のように加える。

備考 この表の適用を受ける技能職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正）

第三条 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（平成三十年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「受けていた給料月額」の下に「に百分の百一・五七一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加える。

附則第八項中「基づく給料月額」の下に「（別表第一の備考の規定を適用しない額とする。）」を加える。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の技能職員の給与等に関する規程（次項及び附則第四項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の技能職員の給与等に関する規程（次項において「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置）

4 平成三十一年四月一日からこの訓令の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、改正後の規程の規定による号給が改正前の規程の規定による号給に達しない技能職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。

5 この訓令の施行の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能職員との均衡上必要があると認められる技能職員の、当該適

用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(補則)

6 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

埼玉県教育委員会訓令第一号

訓令

埼玉県教育局  
県立教育機関

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十二月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令

(技能職員の給与等に関する規程の一部改正)

第一条 技能職員の給与等に関する規程(昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
	29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
	30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
	32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
	34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
	35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
	36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400



	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任用 職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

別表第四の表中

57
57
57
58
58
58
59
59
59
60
60
61
61
61
62
62
63

を

56
57
57
57
57
58
58

58
58
59
59
59
59
60
60
61

に、

46
47
48
49
49
50
50
51
51
52

を

45
46
46
47
47
48
48
49
50

51

に改める。

第二条 技能職員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第一に備考として次のように加える。

備考 この表の適用を受ける技能職員の給料月額は、この表の額に100分の

101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正）

第三条 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（平成三十年埼玉県

教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「受けていた給料月額」を「受けていた給料月額に百分の百一・

五七一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。）に改める。

附則第八項中「基づく給料月額」の下に「（給与規程別表第一の備考の規定を適用しない額とする。）」を加える。

## 附 則

### （施行期日等）

1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の技能職員の給与等に関する規程（次項及び附則第四項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

### （給与の内払）

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の技能職員の給与等に関する規程（次項において「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

### （経過措置）

4 平成三十一年四月一日からこの訓令の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた技能職員のうち、改正後の規程の規定による号給が改正前の規程の規定による号給に達しない技能職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。

5 この訓令の施行の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた技能職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能職員との均衡上必要があると認められる技能職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

### （補則）

6 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が別に定める。



## 管理規程

### 埼玉県公営企業管理規程第一号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年十二月二十四日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の三の表を次のように改める。

給号	給料月額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第二条の三の表に備考として次のように加える。

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.

571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第四条第二項中「合計額」の下に「に八・三分の十（第二号に掲げる管理者が定める地域及び公署に在勤する職員にあつては、十一・三分の十三）を乗じて得た額との合計額」を加え、同項第一号中「百分の十」を「百分の八・三」に改め、同項第二号中「百分の十三」を「百分の十一・三」に改める。  
別表第一を次のように改める。

37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			

別表第1 (第2条関係)

企業職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700	
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600	
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700	
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800	
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900	
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200	
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700	
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100	
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500	
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300	
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100	
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000	
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700	
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100	
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400	
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500	
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800	
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800	
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700	
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600	
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500	
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100		
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600		
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100		
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200		
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300		
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500		
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700		
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700		
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600		
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500		
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400		
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200		
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100		
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800		
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300		



別表第2（第2条関係）

企業職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
	29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
	30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
	32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
	34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
	35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
	36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
	37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
	38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600

- 別表第一の備考を次のように改める。
- 備考
- この表は、企業職給料表（二）の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第2条の3第1項及び第14条に規定する職員を除く。
  - この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 別表第二を次のように改める。

83	219,200	258,100	290,400	316,000	39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
84	219,900	258,400	290,900	316,300	40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
85	220,500	258,600	291,300	316,500	41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
86	220,900	258,800	291,900	316,900	42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
87	221,300	259,100	292,500	317,200	43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
88	222,000	259,400	293,100	317,400	44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
89	222,500	259,600	293,400	317,600	45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
90	223,000	259,800	293,900	317,900	46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
91	223,500	260,200	294,400	318,200	47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
92	223,900	260,400	294,800	318,500	48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
93	224,300	260,700	295,200	318,700	49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
94	224,700	261,100	295,700	319,000	50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
95	225,100	261,400	296,200	319,300	51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
96	225,400	261,700	296,700	319,500	52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
97	225,700	261,900	297,000	319,700	53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
98	226,200	262,200	297,400	320,000	54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
99	226,700	262,400	297,900	320,300	55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
100	227,200	262,700	298,400	320,500	56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
101	227,600	263,000	298,800	320,700	57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
102	228,100	263,200	299,200		58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
103	228,700	263,500	299,500		59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
104	229,300	263,800	299,800		60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
105	229,700	264,000	300,100		61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
106	230,200	264,200	300,500		62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
107	230,500	264,500	300,900		63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
108	230,900	264,700	301,300		64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
109	231,100	265,000	301,600		65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
110	231,500	265,300	302,000		66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
111	232,000	265,600	302,400		67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
112	232,400	265,800	302,700		68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
113	232,600	266,000	302,900		69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
114	233,100	266,300	303,200		70	213,300	253,100	282,500	311,300	
115	233,600	266,500	303,500		71	213,600	253,500	283,300	311,800	
116	234,100	266,700	303,700		72	214,000	253,900	284,000	312,300	
117	234,400	267,000	303,900		73	214,200	254,100	284,800	312,600	
118	234,800	267,300	304,200		74	214,600	254,500	285,500	313,100	
119	235,200	267,600	304,500		75	215,100	255,000	286,300	313,600	
120	235,600	267,900	304,700		76	215,700	255,500	287,100	314,000	
121	236,000	268,100	304,900		77	215,900	255,800	287,700	314,200	
122		268,300	305,200		78	216,600	256,200	288,200	314,500	
123		268,600	305,500		79	217,100	256,700	288,700	314,800	
124		268,900	305,700		80	217,600	257,200	289,100	315,100	
125		269,100	305,900		81	218,300	257,500	289,500	315,400	
					82	218,600	257,800	289,900	315,700	

再任用職員以外の職員

126			269,300	306,200		
127			269,600	306,500		
128			269,900	306,700		
129			270,100	306,900		
130			270,300	307,200		
131			270,600	307,500		
132			270,900	307,700		
133			271,100	307,900		
134			271,300			
135			271,600			
136			271,900			
137			272,100			
再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

別表第二の下に次の備考を加える。

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.  
571を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り  
捨てた額)とする。

別表第五水道整備事務所の項中「副所長」を「副所長 支所長」に改める。

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程(平成三十年三月三十日公営企業  
管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「給料月額」の下に「同日において受けていた給料月額に百分の  
百一・五七一を乗じて得た額(その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切  
り捨てるものとする。)」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第二条の三の表に備考を加える  
改正規定、第四条第二項の改正規定、別表第一並びに別表第二の備考の改正規定  
及び埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程(平成三十年三月三十日公營  
企業管理規程第四号)の一部を改正する規程は、令和二年四月一日から施行する。

2 第二条の三の表の改正規定(第二条の三の表に備考を加える改正規定を除く)、  
別表第一及び別表第二の改正規定(別表第一並びに別表第二の備考の改正規定を

除く。)は、平成三十一年四月一日から適用する。

(改定日前の異動者の号給の調整)

3 平成三十一年四月一日(以下この項において「改定日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 第二条の三の表の改正規定(第二条の三の表に備考を加える改正規定を除く。)及び別表第一の改正規定(別表第一の備考の改正規定を除く。)を適用する場合においては、この規程による改正前の埼玉県企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の埼玉県企業職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

5 平成三十一年四月一日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、改正後の規程の規定による号給が改正前の規程の規定による号給に達しない技能職員、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。

6 この規程の施行の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能職員との権衡上必要があると認められる技能職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(補則)

7 前六項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 管 理 規 程

### 埼玉県病院事業管理規程第六号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年十二月二十四日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

第二条の二第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第二条の二第二項の表に備考として次のように加える。

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額 $は、この表の額に1000分の101・$

$571$ を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第二条の三第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	331,000
2	367,000
3	394,000

第二条の三第一項の表に備考として次のように加える。

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額 $は、この表の額に1000分の101・$

$571$ を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第四条第二項中「その額が給料月額」の下に「（第二条の二第一項の表の備考の規定、第二条の三第一項の表の備考の規定又は別表第一イの備考2若しくはロの備



別表第一（第二条関係）

病院企業職給料表

イ 病院企業職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	

考2、別表第二の備考2若しくは別表第三口の備考2若しくはハの備考2の規定を適用しない額をいう。以下この項において同じ。）を加える。

第七条第一項中「給料」を「給料月額と給料の調整額」に改め、「合計額」の下に「に八・三分の十（第二号に掲げる管理者が定める地域及び公署に在勤する職員にあつては、十一・三分の十三）を乗じて得た額との合計額」を加え、同項第一号中「百分の十」を「百分の八・三」に改め、同項第二号中「百分の十三」を「百分の十一・三」に改める。

第十六条第一項を次のように改める。

変則勤務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

一 正規の勤務時間による勤務の全部が深夜において行われる業務

二 正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる業務

第十六条第二項第二号中「七百三十円」の下に「（深夜における勤務時間が二時間に満たないときは、四百十円）」を加える。

第十七条第一項第七号を削る。

第十七条第二項の表中（第十六条第一項第一号の業務に係るものに限る。）を削る。

別表第一イを次のように改める。

77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200					37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500					38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800					39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000					40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200					41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500					42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800					43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000					44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200					45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300						46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600						47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800						48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000						49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300						50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600						51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800						52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000						53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
94		294,900	342,600								54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
95		295,200	343,100								55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
96		295,600	343,500								56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
97		295,800	343,700								57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
98		296,100	344,100								58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
99		296,500	344,500								59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
100		296,900	344,800								60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
101		297,100	345,100								61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
102		297,400	345,500								62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
103		297,800	345,900								63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
104		298,100	346,300								64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
105		298,300	346,800								65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
106		298,600	347,200								66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
107		299,000	347,600								67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
108		299,300	348,000								68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
109		299,500	348,500								69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
110		299,900	348,900								70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
111		300,300	349,200								71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
112		300,600	349,500								72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
113		300,800	350,000								73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
114		301,000									74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
115		301,300									75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
116		301,700									76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

	117		301,900								
	118		302,100								
	119		302,400								
	120		302,700								
	121		303,100								
	122		303,300								
	123		303,600								
	124		303,900								
	125		304,200								
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第2条の2第1項、第2条の3第1項及び第2.4条に規定する職員を除く。

別表第一イの備考を次のように改める。

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第2条の2第1項、第2条の3第1項及び第2.4条に規定する職員を除く。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

	37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
	38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
	39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
	40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
	41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
	42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
	43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
	44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
	45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
	46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
	47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
	48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
	49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
	50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
	51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
	52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
再任用 職員以 外の職 員	53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
	54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
	55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
	56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
	57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
	58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
	59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
	60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
	61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
	62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
	63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
	64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
	65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
	66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
	67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
	68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
	69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
	70	213,300	253,100	282,500	311,300	
	71	213,600	253,500	283,300	311,800	
	72	214,000	253,900	284,000	312,300	
	73	214,200	254,100	284,800	312,600	
	74	214,600	254,500	285,500	313,100	
	75	215,100	255,000	286,300	313,600	
	76	215,700	255,500	287,100	314,000	

ロ 病院企業職給料表(二)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
	29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
	30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
	32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
	34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
	35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
	36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400

別表第一口を次のように改める。

117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			
再任用 職員	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 この表は、技能職員に適用する。

77	215,900	255,800	287,700	314,200
78	216,600	256,200	288,200	314,500
79	217,100	256,700	288,700	314,800
80	217,600	257,200	289,100	315,100
81	218,300	257,500	289,500	315,400
82	218,600	257,800	289,900	315,700
83	219,200	258,100	290,400	316,000
84	219,900	258,400	290,900	316,300
85	220,500	258,600	291,300	316,500
86	220,900	258,800	291,900	316,900
87	221,300	259,100	292,500	317,200
88	222,000	259,400	293,100	317,400
89	222,500	259,600	293,400	317,600
90	223,000	259,800	293,900	317,900
91	223,500	260,200	294,400	318,200
92	223,900	260,400	294,800	318,500
93	224,300	260,700	295,200	318,700
94	224,700	261,100	295,700	319,000
95	225,100	261,400	296,200	319,300
96	225,400	261,700	296,700	319,500
97	225,700	261,900	297,000	319,700
98	226,200	262,200	297,400	320,000
99	226,700	262,400	297,900	320,300
100	227,200	262,700	298,400	320,500
101	227,600	263,000	298,800	320,700
102	228,100	263,200	299,200	
103	228,700	263,500	299,500	
104	229,300	263,800	299,800	
105	229,700	264,000	300,100	
106	230,200	264,200	300,500	
107	230,500	264,500	300,900	
108	230,900	264,700	301,300	
109	231,100	265,000	301,600	
110	231,500	265,300	302,000	
111	232,000	265,600	302,400	
112	232,400	265,800	302,700	
113	232,600	266,000	302,900	
114	233,100	266,300	303,200	
115	233,600	266,500	303,500	
116	234,100	266,700	303,700	

別表第二（第二条関係）

病院研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	146,300	195,600	281,800	332,400	388,800
	2	147,400	198,200	284,200	334,600	391,700
	3	148,600	200,600	286,600	336,600	394,300
	4	149,700	203,000	288,900	338,500	397,100
	5	150,800	205,500	291,200	340,300	399,200
	6	152,100	207,800	293,300	342,100	401,900
	7	153,400	210,100	295,300	344,100	404,600
	8	154,700	212,300	297,300	345,900	407,300
	9	155,700	214,400	299,400	347,600	409,800
	10	157,400	216,700	301,900	349,600	412,400
	11	159,000	219,200	304,500	351,700	415,100
	12	160,600	221,500	307,300	353,600	417,900
	13	162,000	223,500	309,400	355,600	420,500
	14	163,900	225,900	311,800	357,500	423,200
	15	165,800	228,300	314,200	359,300	426,000
	16	167,800	230,700	316,900	361,200	428,700
	17	169,500	232,900	319,500	362,900	431,200
	18	171,700	235,700	321,700	364,800	433,800
	19	173,900	238,600	323,700	366,500	436,300
	20	176,000	241,500	325,700	368,500	438,900
	21	178,100	244,000	327,900	370,000	441,400
	22	180,500	246,700	329,600	372,000	444,000
	23	182,800	249,200	331,500	373,700	446,600
	24	185,100	251,900	333,300	375,600	449,100
	25	187,200	254,600	335,200	377,000	451,300
	26	189,400	257,000	337,100	378,700	453,600
	27	191,500	259,300	338,900	380,600	456,100
	28	193,600	261,500	340,700	382,500	458,600
	29	195,700	264,100	342,600	384,200	461,100
	30	197,300	266,300	344,300	386,100	463,600
	31	199,100	268,200	345,800	388,000	466,100
	32	200,800	270,300	347,500	389,900	468,600
	33	202,600	272,000	348,700	391,500	470,900
	34	204,500	274,000	350,100	393,300	473,300
	35	206,400	276,100	351,400	394,900	475,700
	36	208,300	277,900	352,900	396,700	478,200

別表第一の備考を次のように改める。

備考

- 1 この表は、技能職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第二を次のように改める。



	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、がんセンターに勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究の業務に従事する職員に適用する。ただし、病院医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除く。

別表第二の備考を次のように改める。

備考

- 1 この表は、がんセンターに勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究の業務に従事する職員に適用する。ただし、病院医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除く。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。



37	362,400	428,500	483,000	542,100
38	364,800	430,500	484,800	543,700
39	367,000	432,400	486,600	545,100
40	369,000	434,400	488,400	546,700
41	371,300	436,200	490,100	548,200
42	372,500	438,000	491,900	549,600
43	373,900	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	

別表第三（第二条関係）

病院医療職給料表

イ 病院医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500

別表第三イを次のように改める。

ロ 病院医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100	437,200
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800	439,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400	442,300
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100	444,900
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500	447,300
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200	449,800
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800	452,300
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500	454,800
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600	457,200
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900	459,600
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100	462,200
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300	476,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500

別表第三口を次のように改める。

77			476,200	530,600	
78			476,800	531,500	
79			477,400	532,400	
80			477,900	533,300	
81			478,500	534,100	
82			479,000	535,000	
83			479,500	535,900	
84			480,000	536,800	
85			480,400	537,600	
86			481,000	538,500	
87			481,400	539,400	
88			481,900	540,300	
89			482,400	541,100	
90			483,000		
91			483,600		
92			484,000		
93			484,500		
94			485,100		
95			485,700		
96			486,300		
97			486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師で、医療業務等に従事するものに適用する。

	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900			
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400			
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900			
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400			
	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700			
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200			
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600			
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000			
	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400			
	86		289,500	325,400	346,300				
	87		289,700	325,600	346,600				
	88		289,900	326,000	346,900				
	89		290,300	326,400	347,300				
	90		290,500	326,800	347,600				
	91		290,700	327,200	348,000				
	92		290,900	327,600	348,300				
	93		291,300	327,900	348,700				
	94		291,500	328,100	349,000				
	95		291,700	328,500	349,300				
	96		292,000	328,800	349,600				
	97		292,400	329,000	349,900				
	98		292,700	329,300	350,300				
	99		292,900	329,600	350,700				
	100		293,200	329,900	351,100				
	101		293,500	330,100	351,600				
	102		293,700	330,400	352,000				
	103		293,900	330,800	352,400				
	104		294,200	331,000	352,800				
	105		294,500	331,200	353,300				
	106			331,400					
	107			331,800					
	108			332,000					
	109			332,200					
	110			332,600					
	111			333,000					
	112			333,400					
	113			333,600					
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

備考 この表は、病院に勤務する職員で、次に掲げるものに適用する。

- 一 調剤又は服薬指導等に従事する薬剤師
- 二 栄養管理又は栄養指導に従事する栄養士
- 三 診療放射線技師
- 四 臨床検査技師及び衛生検査技師
- 五 臨床工学技士
- 六 理学療法士その他の理学療法技術職員及び作業療法士その他の作業療法技術職員
- 七 視能訓練士その他の視能技術職員
- 八 言語聴覚士
- 九 歯科衛生士
- 十 医学物理士

	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900	
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300	
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900	
	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300	
	44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
	45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
	46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
	47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
	48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
	49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
	50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
	51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
	52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
	53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
	54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800		
	55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100		
	56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400		
	57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700		
	58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000		
	59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300		
	60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700		
	61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900		
	62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200		
	63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500		
	64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
	65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
	66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900			
	67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600			
	68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200			
	69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600			
	70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100			
	71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600			
	72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100			
	73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700			
	74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200			
	75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800			
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400			

再任用職員以外の職員

別表第三の職名を以てする。

備考

- 1 この表は、病院に勤務する職員で、次に掲げるものに適用する。
  - 一 調剤又は服薬指導等に従事する薬剤師
  - 二 栄養管理又は栄養指導に従事する栄養士
  - 三 診療放射線技師
  - 四 臨床検査技師及び衛生検査技師
  - 五 臨床工学士
  - 六 理学療法士その他の理学療法技術職員及び作業療法士その他の作業療法技術職員
  - 七 視能訓練士その他の視能技術職員
  - 八 言語聴覚士
  - 九 歯科衛生士
  - 十 医学物理士
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	460,600
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	460,600
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	460,600
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	460,600
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	460,600
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	460,600
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	460,600
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	460,600
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	460,600
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	460,600
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	460,600
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	460,600
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	430,700	460,600
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	430,700	460,600
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	430,700	460,600
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	430,700	460,600
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	430,700	460,600
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	430,700	460,600
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	430,700	460,600

ハ 病院医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500

別表第三ハを次のように改める。

117	294,700	325,800	359,000					77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000
118	295,000	326,100	359,400					78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600
119	295,300	326,500	359,900					79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100
120	295,700	326,700	360,400					80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400
121	296,000	326,900	360,800					81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700
122	296,400	327,200	361,300					82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200
123	296,700	327,500	361,800					83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600
124	297,100	327,800	362,300					84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900
125	297,300	328,000	362,600					85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200
126	297,500	328,300						86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700
127	297,800	328,700						87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200
128	298,200	328,900						88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
129	298,400	329,100						89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
130	298,700	329,300						90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
131	299,100	329,700						91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
132	299,500	329,900						92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
133	299,700	330,200						93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
134	300,000	330,600						94	281,900	315,000	348,400	366,400	
135	300,400	331,000						95	282,800	315,700	349,100	366,800	
136	300,700	331,400						96	283,800	316,300	349,700	367,100	
137	300,900	331,700						97	284,400	317,000	350,100	367,700	
138	301,200	332,100						98	285,200	317,300	350,500	368,200	
139	301,600	332,500						99	285,800	317,900	351,000	368,700	
140	301,900	332,900						100	286,700	318,600	351,400	369,200	
141	302,100	333,200						101	287,500	319,000	351,900	369,800	
142	302,500	333,600						102	288,300	319,600	352,300	370,300	
143	302,900	333,900						103	289,100	320,200	352,800	370,800	
144	303,200	334,300						104	289,900	320,800	353,200	371,200	
145	303,400	334,600						105	290,600	321,200	353,500	371,800	
146	303,600	335,000						106	291,100	321,700	354,000	372,300	
147	303,900	335,400						107	291,600	322,200	354,400	372,800	
148	304,300	335,800						108	292,100	322,700	354,700	373,300	
149	304,500	336,100						109	292,300	323,100	355,200	373,900	
150	304,700	336,500						110	292,600	323,500	355,700	374,300	
151	305,000	336,900						111	292,800	323,800	356,200	374,800	
152	305,300	337,300						112	293,200	324,100	356,700	375,300	
153	305,700	337,600						113	293,500	324,500	357,200	375,900	
154	305,900							114	293,700	324,900	357,700		
155	306,100							115	294,100	325,300	358,200		
156	306,400							116	294,400	325,600	358,600		

再任用職員以外の職員

	157	306,700						
	158	307,000						
	159	307,300						
	160	307,600						
	161	308,000						
	162	308,300						
	163	308,600						
	164	308,900						
	165	309,300						
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、病院に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で、保健指導又は看護等に従事するものに適用する。

別表第三ハの備考を次のように改める。

備考

- 1 この表は、病院に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で、保健指導又は看護等に従事するものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第九ハを次のように改める。

ハ 病院医療職給料表(三)級別職務区分表

七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
副病院長 部長	部長 主幹 副部長	主幹 副部長 看護師長 看護主査	看護師長 主査 主任 主任専門員	主任 主任専門員 専門員 保健師である技師 助産師である技師 看護師である技師 准看護師である技師	専門員 保健師である技師 助産師である技師 看護師である技師 准看護師である技師	専門員 准看護師である技師
センター付	センター付	センター付	センター付			

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第二条の二第一項の表に備考を加える改正規定、第二条の三第一項の表に備考を加える改正規定、第四条第二項、第七条第一項、第十六条、第十七条、別表第一イの備考及びロの備考、別表第二の備考並びに別表第三ロの備考及びハの備考の改正規定並びに附則第六項の規定は令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。第四項において同じ。）による改正後の埼玉県病院局職員給与規程（第四項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。  
（改定日前の異動者の号給の調整）
- 3 平成三十一年四月一日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の埼玉



県病院局職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(補則)

5 前二項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

6 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成三十年三月三十日病院事業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「給料月額(」の下に「同日において受けていた給料月額に百分の百一・五七一を乗じて得た額(その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)」を加える。

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第四号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年十二月二十四日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

給 号	給料月額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第三条第一項の表に備考として次のように加える。

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.

571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第六条第二項中「合計額」の下に「に八・三分の十（第二号に掲げる管理者が定める地域及び公署に在勤する職員にあつては、十一・三分の十三）を乗じて得た額との合計額」を加え、同項第一号中「百分の十」を「百分の八・三」に改め、同項第二号中「百分の十三」を「百分の十一・三」に改める。  
別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			

別表第一（第二条関係）

下水道企業職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	



別表第一の備考を次のように改める。  
備考

- 1 この表は、第三条第一項及び第十五条に規定する職員を除く全ての職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項の表に備考を加える改正規定、第六条第二項の改正規定及び別表第一の備考の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。
  - 2 第三条第一項の表の改正規定（同項の表に備考を加える改正規定を除く。）及び別表第一中備考以外の部分の改正規定は、平成三十一年四月一日から適用する。（改定日前の異動者の号給の調整）
  - 3 平成三十一年四月一日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- （給与の内払）
- 4 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の埼玉県下水道局職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の埼玉県下水道局職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。
- （補則）
- 5 前二項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

# 告示

## 埼玉県告示第八百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア寄居北店

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字南田島二千九百十六外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 九千四百四十平方メートル

（変更後） 一万四百九十五平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 六八四台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 五四三台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置 図面省略 面積 三三五平方メートル

（変更後） 位置 図面省略 面積 三五八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 容量 六九立方メートル

（変更後） 位置 図面省略 容量 七九立方メートル

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 荷さばき施設① 午前六時から午後九時

荷さばき施設② 午前六時から午後九時

（変更後） 荷さばき施設① 午前六時から午後九時

荷さばき施設② 午前六時から午後九時

荷さばき施設③ 午前六時から午後九時

### ハ 変更年月日

令和二年八月十二日

### ニ 届出年月日

令和元年十二月十一日

二 縦覧期間

令和元年十二月二十四日から令和二年四月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十二月二十四日から令和二年四月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第八百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウンふじみ野

埼玉県ふじみ野市福岡二丁目千五百番七十四外

#### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤久誠

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

未定

#### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和二年八月四日

#### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二万二千平方メートル

#### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一七九七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六二九台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二八九・八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一三三・四立方メートル

#### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前七時から午後十一時



来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時から翌午前零時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 五か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

届出年月日

令和元年十二月三日

## 二 縦覧期間

令和元年十二月二十四日から令和二年四月二十四日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

令和元年十二月二十四日から令和二年四月二十四日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第八百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイレックス川越的場店

埼玉県川越市大字的場字六畑八百三十一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

埼玉県の策定した「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」ならびに川越市が制定する「川越市中小企業振興基本条例」に基づき、川越商工会議所への加入を強く求める。

また、当所の他、地域が行う祭りや各種行事への積極的な参加・協力を求めるとともに、周辺事業者との良好な関係を維持し、共存共栄を図られることを望む。

#### 二 縦覧期間

令和元年十二月二十四日から令和二年一月二十四日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

## 告示

### 埼玉県告示第八百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ロイヤルホームセンター戸田公園

埼玉県戸田市川岸三丁目一―四外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

① 県の青少年健全育成条例において、午後十一時以降の青少年のみの深夜徘徊を禁止していることから、午後十一時以降に営業時間の変更になった際は、青少年への退店の促しや入店制限、また、店舗前、駐車場等での青少年のたむろ等に対して、声掛けや青少年として不適切な行動があった場合の指導等の対策を講じてほしい。

② 戸田市立戸田南小学校及び戸田市立戸田中学校の学区内であるため、特に児童生徒の登下校の時間帯（午前七時三十分から午前八時三十分、午後二時三十分から午後三時三十分）については、安全確保にご配慮いただきたい。

③ 路上駐車等が発生しないよう、来店者の見やすい場所に駐車場及び駐輪場の案内看板等を設置するようお願いいたします。

④ 右折入庫待ちによる混雑防止や道路上で車両等の滞留を防止するため、交通整理員を配置するようお願いいたします。

⑤ 放置自転車防止対策について、警備員等による見回りや注意喚起についてご配慮願います。

⑥ 駐輪場には防犯カメラや盗難防止看板の設置をお願いします。また、ATM設置の場合は警備員の巡回を実施するようお願いいたします。

⑦ 万引き対策として、万引きがしにくい環境づくりと店内放送の工夫をお願いします。

#### 二 縦覧期間

令和元年十二月二十四日から令和二年一月二十四日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



# 告示

## 埼玉県告示第八百三十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第四項第三号に規定する同項第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定め、令和二年三月一日から施行する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 次の表の学校の欄に掲げる学校において、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専門職大学の前期課程にあつては修了）した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第四条第二項第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

学 校	科 目	経験年数
学校教育法による 大学又は高等専門 学校	令和元年国土交通省告示第七百四十九号（以下「第七百四十九号告示」という。）の第一第一号又は第二号に規定する科目（以下「第一号指定科目」という。）。 この場合において、第七百四十九号告示第一各号中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。 令和元年国土交通省告示第七百五十号（以下「第七百五十号告示」という。）の第一第一号又は第二号に規定する科目（以下「第二号指定科目」という。）	一年
防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	第一号指定科目 第一号指定科目。この場合において、第七百四十九号告示第一各号中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。 第二号指定科目	○年 一年 二年

学校教育法による 高等学校又は中等 教育学校	第二号指定科目。この場合において、第七百五十号告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。	三年
------------------------------	---	----

(注) 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学(短期大学を除く。)にあつては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)又は専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあつては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)又は専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあつては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領(平成十一年文部省告示第五十八号)の規定の例によるものとする。

二 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業年限	科 目		経験年数
		第一号指定科目	第二号指定科目	
学校教育法による 高等学校若しくは 中等教育学校又は 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校	二年	第一号指定科目。この場合において、第七百四十九号告示第一各号中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。	第二号指定科目	〇年
学校教育法による 中学校又は義務教育学校	二年	第二号指定科目。この場合において、第七百五十号告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。		一年
	一年			四年



及び次号において「平成二年告示第一号等」という。）に掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じてそれぞれ平成二年告示第一号等に定める年数に満たない年数しか有しない者で、平成十八年改正法施行日以後に平成十八年改正法施行日前の建築に関する実務の経験年数と平成十八年改正法施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ平成二年告示第一号等に定める年数以上有することとなるもの

六 平成十八年改正法施行日前から引き続き平成二年告示第一号等に掲げる課程に存学する者で、平成十八年改正法施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ平成二年告示第一号等に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの

七 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第四条第四項第一号及び第二号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者



# 告示

## 埼玉県告示第八百三十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条第二号に規定する同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定め、令和二年三月一日から施行する。

平成二十年埼玉県告示第千五百四十九号（建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者）は、令和二年二月二十九日限り、廃止する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 次の表の学校の欄に掲げる学校において、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第四条第二項第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

学 校	科 目	経験年数
防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	令和元年国土交通省告示第七百五十三号（以下「第七百五十三号告示」という。）の第一第一号又は第二号に規定する科目（以下「指定科目」という。）	〇年
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校又は中等教育学校	指定科目。この場合において、第七百五十三号告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。	一年

（注）科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力

開発大学校にあっては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）の規定の例によるものとする。

二 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業年限	科 目	経験年数
学校教育法による 高等学校若しくは 中等教育学校又は 旧中等学校令（昭 和十八年勅令第三 十六号）による中 等学校	一年	指定科目	〇年
学校教育法による 中学校又は義務教 育学校	二年	指定科目。この場合において、第七百五十三号告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。	一年
	一年	指定科目。この場合において、第七百五十三号告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十単位」と読み替えるものとする。	二年

（注）科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

三 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業した後、職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校 学校教育法による 高等学校若しくは 中等教育学校又は 旧中等学校令によ る中等学校 学校教育法による 中学校又は義務教 育学校	一年	指定科目	〇年
	二年	指定科目。この場合において、第七百五十 三号告示第一各号中「二十単位」とあるの は「十五単位」と読み替えるものとする。	一年
	三年	指定科目。この場合において、第七百五十 三号告示第一各号中「二十単位」とあるの は、「十単位」と読み替えるものとする。	〇年

(注) 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 四 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士
- 五 建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の前日に平成二年埼玉県告示第八号第一号から第三号まで及び第七号から第九号までに掲げる課程に在学した者であつて、当該課程を修めて卒業したもの
- 六 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第十五条第一号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

# 告 示

## 埼玉県告示第八百三十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

令和元年度埼玉県立学校38校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年7月30日

4 落札者の氏名及び住所

日本教育情報機器株式会社 東京都千代田区有楽町1丁目7番1号

5 落札金額

786,759,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年6月21日

# 告 示

## 埼玉県告示第八百三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

令和元年度埼玉県立学校40校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年7月30日

4 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋1丁目3番1号

5 落札金額

853,660,500円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年6月21日

# 告示

## 埼玉県自動車税事務所長告示第二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和元年十二月二十四日

埼玉県自動車税事務所長 大島 清

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
岡野礒油販売株式会社	代表取締役 岡野 隆	埼玉県さいたま市浦和区上木崎四丁目八番八号	令和元年十月三十一日